

**基準該当短期入所生活介護・基準該当介護予防短期入所
生活介護の登録申請等の手引き**

平成27年12月

西宮市

はじめに

この手引きは、基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護を行う事業者の登録を受けるために必要な要件や、手続きの方法を説明したものですので、登録申請を行う前に必ずお読みください。

また、介護保険制度の基本的な事項や運営上の取り扱い等について、理解を深めていただけるよう、人員、設備及び運営に関する基準等を解説しております。本手引きを参考に、適正な事業運営をされるとともに、利用者に期待され、信頼されるサービスの提供に努めていただきますようお願いいたします。

※ 以下の資料を西宮市ホームページに掲載しています。

(西宮市トップページ <http://www.nishi.or.jp>)

→ 画面上部「くらしの手続き」

→ 介護保険

→ 介護保険サービス事業者情報

→ 基準該当短期入所生活介護等事業者の登録申請等の手続について)

目 次

I	事業登録にかかる事務手続きについて	3
II	新規登録申請について	4
III	介護給付費等算定届について	5
IV	登録等の変更届出について	6
V	休止・廃止等の届出について	7
VI	登録の更新について	7
VII	基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護について	8
1	基準該当短期入所生活介護・基準該当介護予防短期入所生活介護とは	8
2	基準該当短期入所生活介護事業所・基準該当介護予防短期入所生活介護事業所とは	8
3	サービス提供の流れ	8
4	登録基準の主なもの	9
5	介護報酬等	11
6	契約書、重要事項説明書	18
7	Q & A	19
	○（基準該当短期入所生活介護について）	20
	○（人員に関する基準について）	20
	○（設備に関する基準について）	25
	○（運営に関する基準について）	25
	○（介護報酬について）	35
	○（機能訓練指導体制）	37
	○（看護体制加算）	37
	○（夜勤職員配置加算）	37
	○（医療連携強化加算）	39
	○（認知症行動・心理症状緊急対応加算）	39
	○（若年性認知症利用者受入加算）	40
	○（送迎体制）	41
	○（緊急短期入所受入加算）	42
	○（療養食加算）	44
	○（在宅中重度者受入加算）	45
	○（サービス提供体制強化加算）	46
	○（長期利用者に対する減算について）	47
	○（その他）	48
VIII	参考	50
	○西宮市基準該当短期入所生活介護事業者及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者の登録等に関する要綱	
	○西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
	○西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	
	○西宮市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等に関する要綱について	
	○介護報酬の算定構造	

I 事業登録にかかる事務手続きについて

1. 新規登録

新たに事業を開始する事業者は、「II 新規登録申請について」により申請を行ってください。

2. 登録変更

基準該当短期入所生活介護事業者及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者等」という。）は、当該登録に係る事業所の名称及び所在地その他登録された事項に変更があったときは、その旨をすみやかに市長に対して届け出なければならないとされています。

具体的な手続方法については、「IV 登録等の変更届出について」を参照してください。

3. 廃止・休止・再開

基準該当短期入所生活介護事業者等は、当該登録に係るサービスの事業を廃止し、又は休止し、若しくは再開しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならないとされています。

具体的な手続方法については、「V 休止・廃止等の届出について」を参照してください。

4. 登録の更新

登録基準等を遵守し適切な介護サービスを提供することができるかを定期的にチェックする仕組みとして、事業者の登録に有効期間（6年※）を設けております。事業者は6年ごとに登録の更新を受けることとなり、登録が更新されたときは、登録更新年月日から起算して6年間に有効期間となります。

具体的な手続方法については、「VI 登録の更新について」を参照してください。

※

- ①基準該当短期入所生活介護事業所の登録の開始日から6年を経過する日までに、当該事業所に併設する指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所の現に受けている指定の有効期間の満了の日が到来するときは、その有効期間の満了の日になります。
- ②基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の登録の開始日から6年を経過する日までに、当該事業所に併設する指定介護予防通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の現に受けている指定の有効期間の満了の日が到来するときは、その有効期間の満了の日になります。

上記に係る申請様式等はホームページに掲載しています。

（西宮市トップページ <http://www.nishi.or.jp> → 画面上部「くらしの手続き」

→ 介護保険 → 介護保険サービス事業者情報

→ 基準該当短期入所生活介護等事業者の登録申請等の手続について）

II 新規登録申請について

1. 事業者登録について

基準該当短期入所生活介護事業所及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の開設にあたっては、「西宮市基準該当短期入所生活介護事業者及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者の登録等に関する要綱」に基づき、登録を受けなければなりません。事業開始にあたっては、事前に西宮市の担当部局に相談し、協議を行う必要があります。

「西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年西宮市条例第17号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）及び「西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年西宮市条例第16号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）には、①基本方針、②人員基準、③設備基準、④運営基準が定められています。「人員基準」は、従業者の知識、技能に関する基準で、「設備及び運営基準」は事業者に必要な設備の基準や保険給付の対象となる介護サービスの事業を実施する上で求められる運営上の基準で、事業目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであります。したがって、登録にあたっては上記の①～④の全てを満たす必要があります。例えば設備基準を満たしていても、人員基準を満たしていない場合には登録を受けることはできません。

2. 登録申請のスケジュール

登録日（事業開始が可能となる日）は、毎月1日登録を基本とします。申請受付後、休庁日を除く30日程度（補正に要する期間は除く、実日数にして45日程度）で審査及び登録手続きを行いますので、登録申請書類は、事業開始予定日の2ヶ月前までに提出してください。

3. 提出書類

申請の際に必要な書類は、主として①登録申請書、②付表、③参考様式、④添付資料ですが、「登録申請に係る提出書類一覧」を参照してください。（ホームページに掲載しています）

4. 登録申請方法

- 必要書類を全て揃えた上で提出してください。書類が揃っていない場合は、受付できないことがありますのでご注意ください。
- 申請書類を提出される場合は、事前に電話により日時を予約してください。（事前に連絡をいただかなければ対応できない場合があります。）

5. 申請受付と審査機関

申請受付後は、休庁日を除く30日程度（補正に要する期間は除く。）で審査を行います。

【担当部署】

西宮市福祉のまちづくり課 居宅指定チーム（西宮市役所本庁舎3階35番窓口）

電話：0798（35）3152 FAX：0798（34）5465

6. 登録

- 審査の結果、基準を満たすと判断された事業者は、基準該当短期入所生活介護等事業者として登録します。
- 登録は原則として、毎月1日です。登録日より事業開始が可能です。
- 登録にあたっては、登録日や基準該当事業所番号が記載された登録通知書を送付します。

7. その他

- 登録された事業者の情報については、報酬の審査・支払のため、兵庫県を通じて国民健康保険団体連合会に提供されます。その際には、行政専用のセキュアなネットワークであるL GWAN-ASPサービスを使用した介護保険指定機関等管理システムを使用します。その他に、兵庫県を通じてWAM-NET等に掲載し、市民に広く情報を提供します。

Ⅲ 介護給付費算定届について

給付費を算定するにあたっては、あらかじめ加算項目等を「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等によって西宮市に届け出る必要があります。

届出が必要な項目については、「介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表」を参照してください。
(ホームページに掲載しています)

また、基準該当居宅サービスは原則として償還払いですが、あらかじめ市に「特例居宅介護サービス費等の代理受領に係る届出書(様式第5号)」を提出した上で、利用者からの代理受領の委任を得た場合は、事業者が利用者に代わり市から支払をうけることができます。

【介護給付費算定届と請求について】

介護給付費の請求においては、本市が介護給付費算定届の内容(報酬区分や体制加算等)を事業者情報として支払事務委託を行っている国保連合会に提供します。

国保連合会では、事業所から提出された請求データと、本市から提出された事業者情報の内容の整合性の点検が行われ、相違があるとエラーと判定され、返戻となります。

届出を行う際は、各加算等の算定要件をよく確認いただき、請求の際には届出の内容に沿って行っていただく必要があります。また、届出の内容に変更があった場合には、速やかに変更の届出を行っていただく必要があります。

IV 登録等の変更届出について

どのような場合に変更届出が必要になるかについては、登録申請の際に登録申請書及び付表に記載した事項について変更があった場合には、10日以内に届出が必要になります。また、介護給付費等算定届にかかる変更についても届出が必要となります。

1. 登録内容に関する変更

変更届出が必要な代表的な例は、以下のとおりです。

- 事業所の名称及び所在地が変更になった場合
- 主たる事務所の所在地、代表者の氏名等が変更になった場合
- 定款、寄附行為及びその登記事項証明書、条例等が変更になった場合
- 建物の構造、専用区画、平面図等が変更になった場合
- 管理者の氏名等が変更になった場合
- 運営規程が変更になった場合
- 協力医療機関（病院）との契約内容等が変更になった場合
- 利用定員

2. 介護給付費等算定届に関する変更

介護給付費等算定届にかかる変更は、変更届の提出時期により、加算項目等の算定開始時期に影響しますので、注意してください。

【算定開始時期の取扱い】 ※下記は原則であり、これらによらない場合があるので注意

(1) 加算等の算定される単位数が増える場合

届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものとする。

(2) 加算等の算定される単位数が減る場合、又は加算等が算定されなくなる場合

届出の時期に関わらず、加算等の単位数が減る（又は算定されなくなる）事実が発生した日から算定を行わないものとする。

3. 変更届出に必要な書類及び届出先

「変更届出書」（様式第3号）に必要事項を記入の上、「変更届出時に必要な添付書類一覧」を参照の上、変更があった事項に関連する書類を添付し、担当部署まで提出してください。（ホームページに掲載しています）

なお、届出先は登録申請時と同じです。（4頁参照）

V 休止・廃止等の届出について

基準該当短期入所生活介護等事業者は、当該登録にかかるサービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、休止した事業を再開したときは、10日以内に市長に届け出なければなりません。

「廃止・休止・再開届出書」（様式第4号）に必要事項を記入の上、届出先（4頁参照）に提出してください。（ホームページに掲載しています）

VI 登録の更新について

基準該当（介護予防）短期入所生活介護事業者登録更新申請書（様式第1号の2）に必要事項を記入の上、「登録更新申請時に必要な書類一覧」を参照の上、担当部署まで提出してください。届出先（4頁参照）は登録申請時と同じです。（ホームページに掲載しています）

なお、登録更新対象事業所には、西宮市から届け出されている事業所所在地あてに通知文を送付します。

Ⅶ. 基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護について

1 基準該当短期入所生活介護・基準該当介護予防短期入所生活介護とは

(1) 基準該当短期入所生活介護

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(2) 基準該当介護予防短期入所生活介護

その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 基準該当短期入所生活介護事業所・基準該当介護予防短期入所生活介護事業所とは

(1) 基準該当短期入所生活介護事業所

基準該当短期入所生活介護事業所は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設しなければならない。

(2) 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所

基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所もしくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設しなければならない。

3 サービス提供の流れ

利用者の申込み



被保険者証の確認



重要事項説明書による説明・同意



契約の締結



病状、心身状況の把握



面談・基準該当短期入所生活介護計画又は基準該当介護予防短期入所生活介護計画の作成※



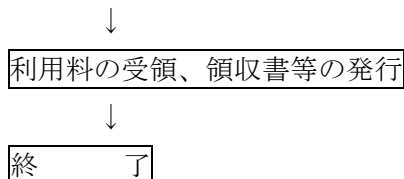
サービスの提供



サービス記録の整備

関係者との連携、事故発生時の対応、苦情対応等

※ サービス提供にあたっては、居宅介護支援事業者（要支援者の場合は介護予防支援事業所等）、協力医療機関及び主治医との連携が必要。



※ 概ね4日以上連続して利用する場合は、基準該当短期入所生活介護計画を作成しなければならない。なお、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の基準該当短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行うものとする。

○ サービス利用前の健康診断書の取扱いは？

基準該当短期入所生活介護については通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものとする。

しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。

なお、集団的なサービス提供が相当期間以上にわたる場合も考えられるが、居宅サービスとして位置づけられ、利用者からの緊急な申込みにも対応するという役割を担うべきことから、利用申込者からの健康診断書の提出がない場合にもサービス提供を拒否することは適切ではない。

4 登録基準の主なもの

(1) 人員基準

管理者	事業所ごとに1名 ※管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
生活相談員	1人以上
介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師）	常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上 ※常時1名以上の配置が必要である。
栄養士	1人以上 他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

機能訓練指導員	<p>1人以上</p> <p>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師）とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>【注意】 機能訓練は、資格を有する機能訓練指導員が行うべきであるため、機能訓練指導員の加算を算定しない事業所であっても、理学療法士等の資格を有する機能訓練指導員を1名以上配置する必要がある。</p> <p>なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う補助的な機能訓練については、生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p>
調理員その他の従業者	実情に応じた適当数

※ 介護保険法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、上記に掲げる従業者を確保するものとする。

(参考)

<p>○ 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう（※）。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>※ 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えない場合は、通算可能である。</p>

<p>○ 「常勤換算方法」とは、当該事業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p>
--

(2) 設備基準等

下記の設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

利用定員	20人未満
居室	① 1の居室の定員は、4人以下とすること ② 利用者1人当たりの床面積は、7.43㎡以上とすること ③ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること
食堂及び機能訓練室	① 合計面積が、利用定員数に3㎡を乗じた面積以上であることが最低基準（一般的に一人につき3㎡での活動は難しいと考えるため、支障なく介護を行うことができる面積を事業所としてよく判断することが必要である） ② 食事提供及び機能訓練を行う際、それぞれに支障がない広さを確保できる場合は、食堂及び機能訓練室は同一の場所とすることができる ③ 狭い部屋を多数設置するべきではない
浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること
便所・洗面所	身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること
静養室	—
面接室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること
介護職員室	—
廊下	利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない
その他の設備	それぞれの用途として必要な広さがあること
その他	事業所全体として、各所の段差の解消や手すりを取り付けるなどして、利用者自身で、動くことができるように、また安全面に配慮すること

5 介護報酬等

(1) 介護報酬

要介護状態区分	基準該当短期入所生活介護費 基準該当介護予防短期入所生活介護費 (Ⅰ) <従来型個室>	基準該当短期入所生活介護費 基準該当介護予防短期入所生活介護費 (Ⅱ) <多床室>
	要支援1	<u>461</u> 単位
要支援2	<u>572</u> 単位	<u>573</u> 単位
要介護1	<u>620</u> 単位	<u>640</u> 単位
要介護2	<u>687</u> 単位	<u>707</u> 単位
要介護3	<u>755</u> 単位	<u>775</u> 単位
要介護4	<u>822</u> 単位	<u>842</u> 単位
要介護5	<u>887</u> 単位	<u>907</u> 単位

(2) 加算

加算については、事前に西宮市長へ届出を行った場合に限り算定できる場合があるので、注意が必要である。また、(1)の基本報酬が算定されない場合は、加算は算定できない。基本部分の報酬が減算される場合でも加算部分の報酬の減算はないが、加算の種類により、人員基準を満たすことが必要である。

※下線は、基準該当介護予防短期入所生活介護を除く

項目	加算の要件等	単位	参考
機能訓練指導体制 (／日)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置している場合	1 2	P37
個別機能訓練加算	<p>①専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること</p> <p>②多職種の職員が共同制作した利用者ごとの個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を適切に提供すること</p> <p>③利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を直接実施した場合</p> <p>④利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成し、その後3月に1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。</p>	56	
看護体制加算 (／日)	<p>(I) 常勤の看護師を1名以上配置している場合</p> <p>(II) ①看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が2.5又はその端数を増すごとに1以上であること</p> <p>②当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。</p>	4 8	P37
夜勤職員配置加算 (I) (／日)	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合	1 3	P37
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (／日)	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に基準該当短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、基準該当短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、所定単位数を加算できる。	200	P39
若年性認知症利用者受入加算 (／日)	若年性認知症利用者に対して基準該当短期入所生活介護を行った場合	120	P40

送迎体制（片道につき）	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と基準該当短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき所定単位数を加算できる。	184	P41
<u>緊急短期入所受入加算</u> (／日)	①利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に基準該当短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者 ②緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急者のみ加算する。	90	P42
療養食加算（／日）	下記に掲げるいずれの基準にも適合し、厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合 ①食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ②利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ③食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する基準該当短期入所生活介護事業所において行われていること。 【厚生労働大臣が定める療養食】 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食 【厚生労働大臣が定める基準】 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	23	P44
<u>在宅中重度者受入加算</u> (／日)	当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。 ①看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合に限る。) ②看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (看護体制加算(Ⅰ)を算定していない場合に限る。) ③看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合	421 417 413	P45

	④看護体制加算を算定していない場合	425	
サービス提供体制強化加算 (/日) 常勤換算方法により算出した前年度平均による	(Ⅰイ) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること	18	P46
	(Ⅰロ) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。	12	
	(Ⅱ) 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること	6	
	(Ⅲ) 利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること	6	
医療連携強化加算 在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しない。	下に掲げるいずれにも適合し厚生労働大臣が定める状態にあるものに対し算定できる。 ①看護体制加算(Ⅱ)を算定していること。 ②利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。 ③主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。 ④急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。	58	P39
	【厚生労働大臣が定める状態】 次のいずれかに該当する状態		
	イ 喀痰吸引を実施している状態		
	ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態		
	ハ 中心静脈注射を実施している状態		
	ニ 人工腎臓を実施している状態		
	ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態		
	ヘ 人口膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態		
	ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態		
	チ 褥瘡に対する治療を実施している状態		
	リ 気管切開が行われている状態		

<p>介護職員処遇改善加算 基本報酬・加算・減算により算出した単位に所定単位数を乗ずる</p>	<p>別途、処遇改善加算の手引において記載</p>	(I)
		$\frac{\text{算定した単位数の} 59}{1000}$
		(II)
		$\frac{\text{算定した単位数の} 33}{1000}$
		(III)
		$\frac{\text{IIの} 90}{/100}$
		(IV)
		$\frac{\text{IIの} 80}{/100}$

(3) 減算

※下線は、基準該当介護予防短期入所生活介護を除く

項目	内容	減算割合
夜勤職員配置欠如	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない事態（月に2日以上連続又は月に4日以上）が発生した場合	翌月の利用者の全員の報酬額を100分の97で算定する。
定員超過	利用者の数が、市に提出した運営規程に定められている利用定員を超えた場合	翌月の利用者全員の報酬額を100分の70で算定する。
人員基準欠如	①「指定居宅サービス等基準条例」第182条及び「指定介護予防サービス等基準条例」第166条に定める員数を置いていない場合 ②利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の介護職員又は看護職員を置いていない場合	翌月、又は翌々月の利用者全員の報酬額を100分の70で算定する。
<u>長期利用者に対する減額について</u>	居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算を行う。	1日につき30単位を所定単位数から減算する。

(4) 算定にあたっての留意事項（基準該当介護予防短期入所生活介護も同じ）

- ① 基準該当短期入所生活介護を受けている同一時間帯については、訪問介護費、訪問入浴介護費、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、通所介護費及び通所リハビリテーション費並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費及び複合型サービス費は算定しないものであること。(入退所日前後の利用における算定は②を参照) なお、福祉用具貸与費については、基準該当短期入所生活介護を受けている者についても算定が可能であること。
- ② 基準該当短期入所生活介護の入・退所日前後の他サービスについては、訪問介護費、訪問看護費及び訪問リハビリテーション費のみ算定が可能である。
- ③ 基準該当短期入所の日数については、原則として、短期入所した日及び短期退所した日の両方を含むものとする。
- ④ 次のいずれかに該当する者に対して、基準該当短期入所生活介護費を支給する場合は、基準該当短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定する。
 - イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
 - ロ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

- ⑤ 利用者が連続して30日を越えて基準該当短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を越える日以降に受けた基準該当短期入所生活介護については、基準該当短期入所生活介護費は、算定しない。

(5) 利用者負担

通常の利用料（通常1割又は2割負担）以外に利用者から受け取ることのできる費用の範囲は次のとおりである。

これらの費用については、あらかじめサービス提供内容とそれに係る費用について、利用者又はその家族に説明し、同意を得なければならない。

項目	内 容
食事の提供に要する費用	<u>食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。</u> 特例特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、食費の基準費用額（当該特例特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該基準該当短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、食費の負担限度額）を限度とする。
滞在に要する費用	<u>室料及び光熱水費に相当する額を基本とすること。</u> 特例特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、居住費の基準費用額（当該特例特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該基準該当短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、居住費の負担限度額）を限度とする。
特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用	厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用	厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
送迎に要する費用	「利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要とみとめられる利用者に対して、その居宅と基準該当短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合」を除く。
理美容代	—
その他	基準該当短期入所生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

※おむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないことに留意すること。

<介護報酬算定の例>

① 単位数算定

単位数算定の際の端数処理は、小数点以下を「四捨五入」する。

(例) 基準該当短期入所生活介護費 (I) (要介護1で645単位 (1日につき))

職員の欠員があった場合70%に減算

$$645 \times 0.7 = 451.5 \rightarrow 452 \text{ 単位}$$

② 金額換算

算定された単位数から金額に換算する際に生じる1円未満(小数点以下)の端数について、「切り捨て」する。

(例) 上記①の例で地域区分は3級地の場合

$$452 \text{ 単位} \times 10.83 \text{ 円/単位} = 4,895.16 \text{ 円} \rightarrow 4,895 \text{ 円}$$

③ 保険請求・利用者負担額

1割が利用者負担である場合、総額の9割(1円未満切り捨て)が保険請求額となり、総額と保険請求額の差が利用者負担額となる。

(例) 上記②の場合

$$\begin{aligned} 4,895 \text{ 円} \times 0.9 &= 4,405 \text{ 円} \rightarrow \text{保険請求額 } 4,405 \text{ 円} \\ 4,895 \text{ 円} - 4,405 \text{ 円} &\rightarrow \text{利用者負担額 } 490 \text{ 円} \end{aligned}$$

6 契約書、重要事項説明書

県の「重要事項説明書及び契約書のガイドライン」(西宮市ホームページに掲載)に沿って介護保険サービスに関する重要事項説明書及び契約書を作成する。

契約に際しては、事前に重要事項説明書を交付し、利用者及び家族に十分説明したうえで契約を締結する。特に利用者が認知症高齢者であって利用者に家族がいない場合には、アボガドシー(権利の代弁・擁護・弁護)が確保されることを目的とした成年後見制度など第三者の関与を活用できるようにする。

なお、重要事項説明書は、利用申込者が自らのニーズに合致した事業者を選択するにあたって極めて重要な文書であることから、重要事項説明書はサービスの利用契約とは別の文書にする必要があり、①重要事項説明書を持って契約書に代えること、②契約書中に重要事項が記載されているとして重要事項説明書の交付をしないことは不適當である。

7 Q & A

※ 特にことわりがない場合は、「基準該当短期入所生活介護」は「基準該当介護予防短期入所生活介護」を含むものとします。

凡例

- 「法」 → 介護保険法
- 「施行令」 → 介護保険法施行令
- 「規則」 → 介護保険法施行規則
- 「基準」 → 西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第17号）
- 「予防基準」 → 西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第16号）
- 「基準について」 → 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）
- 「額の算定基準」 → 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
- 「予防額の算定基準」 → 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）
- 「額の算定基準留意事項」 → 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）
- 「予防額の算定基準留意事項」 → 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号）
- 「日常生活費の取扱い」 → 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）
- 「日常生活費の取扱いQ & A」 → 「その他の日常生活費」に係るQ & Aについて（平成12年3月31日）

(基準該当短期入所生活介護について)

1 特別養護老人ホームに併設している指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所でも対象になるのか。

特別養護老人ホームに併設している指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所は、同一敷地内に特養併設の指定短期入所生活介護事業所が既に存在するため、そこにさらに短期入所生活介護事業所を併設しても基準該当短期入所生活介護事業所としては認められない。

2 指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所と同一敷地内の別棟に短期入所生活介護事業所を整備した場合でも認められるのか。

また、既存の指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所では敷地が足りない等により、別の敷地に短期入所生活介護事業所を整備した場合でも対象になるのか。

整備する短期入所生活介護事業所は、指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所に併設された状態である必要がある。併設とは、「同一敷地内に事業所がある場合、又は道路を隔てて隣接する等、特に管理者が支障なく管理業務を兼務できると認められる範囲」と解されている。

よって、別棟であっても、併設と判断されることはあり得る。ただし、食堂や機能訓練室を指定通所介護と短期入所生活介護で兼用する等の場合に、指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所と短期入所生活介護事業所が分断されていることで利用者の処遇に問題がないか等の視点により、事業所としての適切性は個別に判断するものとする。

(人員に関する基準について)

3 管理者の資格要件・責務は。

項目	内容
資格要件	基準としての資格要件はないが、管理者として社会福祉事業、介護保険事業、基準該当短期入所生活介護事業などについて、十分な知識と理解が必要である。
責務	次のことを一元的に行う。 ① 事業所の従業員の管理 ② 利用の申し込みに係る調整 ③ 業務の実施状況の把握 ④ その他の管理 ⑤ 従業員に各規定を遵守させるための必要な指揮命令

- 基準第55条準用
- 基準について第3-2-3-(4)準用

4 管理者は他の事業との兼務は可能か。

管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 基準第148条
- 基準について第3-8-1-(5)

5 基準該当短期入所生活介護事業を行うのに最低必要な人員は。

介護保険法その他の法令及び基準条例に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、基準該当短期入所生活介護従業者（生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員その他の従業者）を確保するものとする。

- 基準第182条
- 基準について第3-8-5-(2)

6 生活相談員の資格要件は。

原則として、社会福祉主事の任用資格を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者である必要がある。

(参考) 社会福祉法第19条

「社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢20年以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、下の各号の一に該当するものうちから任用しなければならない。」

- 1 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校※において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

次の科目の内、「3科目」以上履修していることが必要

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学

※ 旧制専門学校とは、日本において学校教育法が施行される前の、専門学校令に基づいて専門教育を行っていた高等教育機関で、現在の専門学校は、旧制専門学校と系統をまったく別にする。

- 2 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

= 中央福祉学院が実施する施設長研修修了者

- 3 社会福祉士

- 4 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

- 5 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの = 精神保健福祉士

- 基準第182条
- 基準について第3-8-5-(2)
- 社会福祉主事の資格に関する科目指定（平成12年3月31日厚生労働省告示第153号）

7 生活相談員の要件の「同等以上の能力を有すると認められる者」とはどのような者か。

生活相談員は、原則として、①社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者、②これと同等以上の能力を有すると認められる者と規定されている。本市での「これと同等以上の能力を有すると認められる者」の取り扱いについては、平成21年12月4日付け兵庫県高齢社会課長通知により、次のとおり定めている。

- ① 介護福祉士
- ② 介護支援専門員
- ③ 在宅介護支援センター又は地域包括支援センターで高齢者の相談業務に2年以上従事したことのある者

8 生活相談員の資格要件の内、いわゆる「3科目主事」については、年齢20年以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があることが前提だが、社会福祉士や精神保健福祉士も同様の取扱いなのか。

生活相談員は非常に重要な職責を担っており、社会福祉士や精神保健福祉士であっても、年齢20年以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があることが必要である。

9 生活相談員は常勤でなければならないか、あるいは、利用者がいる時間帯は生活相談員が常に確保されるような配置をしなければならないか。

基準該当短期入所生活介護事業所における生活相談員はサービス提供時間や利用者数にかかわらず1事業所に最低1名が配置されておれば人員基準を充足するもので、常勤の必要はなく、また、利用者がいるときに必ず生活相談員を確保する配置を必要とするものでもない。

- 基準第182条
- 基準について第3-8-5-(2)

10 生活相談員と介護職員の兼務は可能か。

可能である。ただし、生活相談員として勤務する時間を介護職員の常勤換算数に含めることはできない。

- 基準第182条
- 基準について第3-8-5-(2)

11 平成24年4月から指定通所介護事業所の生活相談員はサービス提供時間数に応じた人員配置でよいことになったが、例えば当該事業所で1日当たり6時間30分の勤務を行うことになった生活相談員が、従来の勤務時間8時間からの差引1時間30分を基準該当短期入所生活介護事業所の生活相談員の勤務時間とし、実質1人で行うことにしても可能か。

ご質問の配置方法であっても、基準該当短期入所生活介護事業所の生活相談員の配置基準は充足している。（指定通所介護事業所の人員基準を充足していることが前提である。）ただし、基準該当短期入所生活介護事業所において、生活相談員としての業務を行うために、当該事業所の利用者の状況等を勘案して必要な時間数の勤務が確保されていることが必要である。

- 基準第182条
- 基準について第3-8-5-(2)

12 栄養士が配置不要になる要件とは。

他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。具体的には、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第19条第1項に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合である。

- 基準第182条
- 基準について第3-8-5-(2)

13 食事を外注する場合でも栄養士の配置は必要か。

栄養士が配置不要となる要件を満たしていない場合は、必要である。

14 栄養士は雇用が必要か。

栄養士の配置のあり方としては、「直接雇用」「調理委託先等の栄養士との嘱託契約」「調理委託先事業者等との栄養士派遣契約」等が考えられます。

15 機能訓練指導員の資格要件・業務内容は。

項目	内容
資格要件	①理学療法士、②作業療法士、③言語聴覚士、④看護職員（看護師、准看護師）、⑤柔道整復師、⑥あん摩マッサージ指圧師のいずれかの資格を有しており、基準該当短期入所生活介護利用者に対して適切な機能訓練を行うことができる者
業務内容	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。

- 基準第182条
- 基準について第3-8-5-(2)

16 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、生活相談員または介護職員の兼務が認められているが、これらの機能訓練のみを行う場合は、機能訓練指導員を配置しなくてもよいか。

利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う補助的な機能訓練については、必ずしも理学療法士等の資格を有する機能訓練指導員の配置は必要なく、生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えないが、機能訓練指導員を一切配置しないことは認められない。

- 基準について第3-8-5-(2)

17 指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員が基準該当短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員を兼務してもよいか。

可能である。ただし、その場合1人の職員が同時に指定通所介護事業所の機能訓練指導員と基準該当短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員として在勤することはできない。したがって、指定通所介護事業所において、個別機能訓練加算等の要件として機能訓練指導員の常勤が義務づけられている場合等は注意が必要である。

18 介護職員又は看護職員とあるが、看護職員は必置ではないのか。

基準該当短期入所生活介護事業所の場合、看護職員の配置は義務ではない。

19 夜勤職員の配置は必要か。

夜勤時間帯に利用者がある場合は必要である。（夜勤時間帯に限らず、利用者がいない時間の介

護職員の配置は不要。)

指定短期入所生活介護事業所の場合、利用者の数が25人以下の事業所の夜勤職員は1人以上とされているので、利用定員20人未満である基準該当短期入所生活介護事業所では、夜勤職員は1人以上とする。

夜勤時間帯は、午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として事業所ごとに固定的に設定する。

なお、介護職員の勤務形態については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日社施107号)」に定める特別養護老人ホームの夜間における勤務形態の取り扱いに準じてその体制を確保すること。

また、当該事業所の夜間の安全、防災上の管理の観点から、介護職員のほかに宿直職員を配置することが望ましい。

○ 基準第107条準用、基準第156条準用

○ 基準について第3-6-3-(5)準用、第3-8-3-(16)、第3-8-3-(6)

○ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示29号)

20 日中の指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所の人員との兼務は可能か。

指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所と基準該当短期入所生活介護事業所それぞれの人員基準を充足している限り、指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が基準該当短期入所生活介護事業所の従業者を兼務する(又は、その逆)ことは差し支えないが、1人の従業者が同時に指定通所介護事業所の職員と基準該当短期入所生活介護事業所の従業者として在勤することはできない。(勤務が区分されている必要がある。)

21 職員配置については、指定通所介護事業所の利用者と基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の人数の合計に対して必要な員数がいればよいのか、それとも指定通所介護事業所の利用者、基準該当短期入所生活介護事業所の利用者それぞれに対して、必要とされている員数が必要なのか。

指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所と基準該当短期入所生活介護事業所それぞれに対して、必要とされている員数が必要である。

22 利用者3人に対して介護職員1人とのことだが、利用者が4人や5人の場合については、介護職員は何人必要か。

利用者数が3又はその端数を増すごとに1人以上と定められているため、4人や5人の場合については、介護職員は2人以上必要である。

○ 基準第182条

○ 基準について第3-8-5-(2)

23 医師の配置は必要ないのか。

医師の配置は不要であるが、協力医療機関及び主治医と連携することにより、適切なサービス提供体制を確保すること。

○ 基準第182条

○ 基準について第3-8-5-(2)

(設備に関する基準について)

24 指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所の静養室又は機能訓練室を基準該当短期入所生活介護事業所の居室と兼ねてよいか。

静養室又は機能訓練室に面積の余裕がある場合、壁で区切って必要な面積の居室を整備することはあり得るが、兼ねることはできない。

- 基準第185条
- 基準について第3-8-5-(3)

25 指定通所介護事業所の静養室等を夜間だけ基準該当短期入所生活介護事業所の居室にするという運用は可能か。

できない。

26 指定通所介護事業所の2階が空いているが、基準該当短期入所生活介護事業所の居室として使用してよいか。

居室については利用者の防災等に十分考慮することが定められており、火災時等における利用者の避難に支障がないか等、消防法等に適合しているか個別に判断することになる。

なお、建築基準法上の用途変更の手続きについては、法律に従い適切に行う必要がある。

27 スプリンクラーはどういう場合に設置が必要になるのか。

平成19年の消防法令の改正により、小規模社会福祉施設（短期入所生活介護事業所を含む。）への消防用設備等の設置が義務づけられた。延べ面積が275平方メートル以上の事業所ではスプリンクラーの設置が必要である。しかしながら、今般、平成25年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災を受け、原則として、全ての事業所にスプリンクラー設備を設置することを義務づける（面積用件275平方メートルの廃止）ことを内容とした法改正が行われる予定である。事業所においては、このような趣旨をご理解いただき、積極的にスプリンクラー設備を設置されたい。

なお、消防法令によるスプリンクラーの設置義務の詳細については、必ず、消防本部等へ問い合わせること。

(参考)

「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた対処方針について（平成25年9月13日 老発第0913第3号）

消防法施行令

(運営に関する基準について)

28 領収書の交付について留意することは。

事業者は、基準該当短期入所生活介護、その他のサービスの提供に係る支払を受ける際は、利用者に領収証を交付しなければならない。領収証には、基準該当短期入所生活介護費に係るもの（通常1割又は2割の利用料）とその他の費用を区分して記載し、その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。また、医療費控除の対象となる場合もあるため、医療費控除が受けられる領収証を作成する必要がある。なお、口座振り込みや口座引き落としを行っている場合であっても、領収証を発行する必要がある。

- 法第41条第8項
- 規則第65条

29 指定基準の「利用料等の受領（153条）」において、厚生労働大臣が別に定める場合を除いて、送迎に要する費用の支払いを受けることができることになっているが、厚生労働大臣が別に定める場合とはどのような場合なのか。

厚生労働大臣が定める場合とは、「利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要とみとめられる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合」である（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）別表の8の注10）。ただし、利用者の居宅が、当該指定短期入所生活介護事業所の「通常の送迎の実施地域」にない場合には、送迎に係る費用のうち、通常の送迎の実施地域内における送迎に係る費用を超える部分について、利用者から支払いを受けることは可能である。

- 介護保険最新情報 vol. 71 準用

30 食費については、保険外負担となったことから、デイサービスやショートステイに弁当を持ってくるのもよいのか。

デイサービスやショートステイに利用者が弁当を持参することは、差し支えない。

- 17.9.7 全国介護保険指定基準・監査担当者会議資料準用

31 弁当を持ってくる利用者は、デイサービスやショートステイの利用を断ることはできるのか。

利用者が弁当を持ってくることにより介護サービスの提供を困難になるとは考えにくいことから、サービスの提供を拒否する正当な理由には当たらないと考えている。

- 17.9.7 全国介護保険指定基準・監査担当者会議資料準用

32 突発的な事情により食事をとらない日が発生した場合に、利用者負担を徴収しても差し支えないか。

食費は利用者との契約で定められるものであるが、あらかじめ利用者から連絡があれば食事を作らないことは可能であり、また、利用者の責に帰さない事情によりやむを得ずキャンセルした場合に徴収するかどうかは、社会通念に照らして判断すべきものと考えている。

- 17.9.7 全国介護保険指定基準・監査担当者会議資料準用

33 例えば、午前中にショートステイを退所した場合、退所日の居住費は徴収しないことは可能か。

利用者との契約で定められるものであり、どちらでも差し支えない。

- 17.9.7 全国介護保険指定基準・監査担当者会議資料準用

34 食費の設定は、朝食、昼食、夕食に分けて設定すべきか。また、そのように設定した場合の補足給付はどのようなになるのか。

食費は利用者と施設の契約により設定するものであり、朝食、昼食、夕食に分けて設定することも可能である。特にショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）については、入所の期間も短いことから、原則として一食ごとに分けて設定する。

利用者負担第4段階の方について、一食ごとの食費の設定をする場合には、利用者負担第1段階から第3段階の方についても一食ごとの食費の設定になるものと考えているが、その際の補足給付の取扱いについては、一日の食費の合計額について、補足給付の「負担限度額」に達するまでは補足給付は

行われず、「負担限度額」を超える額について補足給付が行われることとなる。

具体的には、例えば、朝食400円、昼食450円、夕食530円と設定した場合、利用者負担第3段階の方であれば、食費の「負担限度額」は650円であるので、朝食のみ（400円）の場合は補足給付は行われず、朝食と昼食（850円）の場合であれば「負担限度額」との差額200円が補足給付として支給される。

○ 介護保険最新情報 vol. 273 準用

35 短期入所事業所の食事代を3食に分けて設定している事業所で当日食事のキャンセルが発生した場合の補足給付についてどのように取り扱うべきか。

(例) 食事代設定…朝食 300 円、昼食 400 円、夕食 500 円で、利用者負担第3段階の利用者が、朝食と昼食の提供を受けた場合、650 円が自己負担、50 円が補足給付されることとなるが、本人都合により昼食を摂取しなかった場合。

実際に本人が摂取した否かにかかわらず、事業所が契約により食事を提供した場合には食事代を請求することは可能であり、したがって、御指摘の場合でも、利用者から食事代として650円を徴収した場合には、50円の補足給付が受けられる。

○ 介護制度改革 information vol. 37 準用

36 支給限度額を超えて短期入所を利用した場合、超えた日よりも後の日について補足給付の対象となるか。また、費用の一部について支給限度額内に収まる場合には、その超えた日は対象となるのか。

支給限度額を超えた日以降については、補足給付の対象とならないが、費用の一部が支給限度額内に収まる場合には、その超えた日は全額補足給付の対象となる。(介護保険法施行規則第83条の5及び第97条の3)

37 利用料とは別に、日常生活においても通常必要になるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるもの(その他の日常生活費)については徴収できるが、その基準とは。

項目	内容
「その他の日常生活費」	利用者又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者が基準該当短期入所生活介護の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費
「その他の日常生活費」の受領に係る基準	① 保険給付の対象サービスとの間に重複関係がないこと ② 保険給付の対象サービスと明確に区分されない曖昧な名目(お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等)による徴収は認められない。内訳を明確にすること ③ 利用者又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、事業者は受領について、事前に十分な説明を行い、同意を得ること ④ 日常生活上の便宜を行うための、実費相当額の範囲内であること ⑤ 金額などは事業者が基準該当短期入所生活介護事業所の運営規程で定め、重要事項として、事業所の見やすい場所に提示すること ただし、その額については、その都度変動する性質のものは「実費」という定めが許される。

「その他の日常生活費」の具体的な範囲	<p>① 利用者の希望で、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</p> <p>※1 一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品で、利用者等の希望を確認した上で提供するもの（歯ブラシ、化粧品等の個人用の日用品等）</p> <p>2 すべての利用者に一律に提供し、その費用を画一的に徴収することはできない。</p> <p>② 利用者の希望で、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</p> <p>※1 サービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事の材料費等が該当</p> <p>2 一律に提供する教養娯楽（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）に係る費用は徴収できない。</p>
サービスの提供とは関係ない費用として、徴収が可能なもの	<p>① 日常生活に最低限必要なものではなく、個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」にあたるもの</p> <p>② 施設内の売店等で、利用者が購入する場合</p> <p>③ 個人のために事業者が利用者の代わりに購入しその代金を利用者に請求</p>

- 日常生活費の取扱い準用
- 日常生活費の取扱いQ&A準用

38 機能訓練や趣味活動に要する費用のなかで利用料とは別に徴収できる範囲は。

項目	内容
保険給付の対象に含まれることから別途徴収することはできないもの	事業者がサービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるもの（例えば、作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動や入所者等が全員参加する定例行事）における材料費等
教養娯楽に要する費用として「その他の日常生活費」に該当するもの	事業者が、サービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事のために調達し、提供する材料であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの（例えば、習字、お花、絵画、刺繍等のクラブ活動の材料費）に係る費用
サービス提供とは関係のない費用として、徴収が可能なもの	事業者が実施するクラブ活動や行事であっても、一般的に想定されるサービス提供の範囲を超えるもの（例えば、利用者の趣味的活動に関し事業者等が提供する材料等や、希望者を募り実施する旅行等）に係る費用

- 日常生活費の取扱い準用
- 日常生活費の取扱いQ&A準用

39 基準該当短期入所生活介護の取扱方針とは。

- ① 基準該当短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。
 - ② 基準該当短期入所生活介護事業者は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、居宅基準条例第155条に規定する基準該当短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
 - ③ 基準該当短期入所生活介護従業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - ④ 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
 - ⑤ 基準該当短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - ⑥ 基準該当短期入所生活介護事業者は、自らその提供する基準該当短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 基準第154条準用

40 基準該当介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針とは。

（基本取扱方針）

- ① 基準該当介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- ② 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する基準該当介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- ③ 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- ④ 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- ⑤ 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（具体的取扱方針）

- ① 基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- ② 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、基準該当介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的

なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した基準該当介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- ③ 基準該当介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - ④ 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、基準該当介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - ⑤ 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、基準該当介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該基準該当介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。
 - ⑥ 基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、基準該当介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
 - ⑦ 基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 予防基準第143、144条準用

41 基準該当短期入所生活介護計画とは。

- ① 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、基準該当短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の基準該当短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した基準該当短期入所生活介護計画を作成しなければならない。
- ② 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

なお、基準該当短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該基準該当短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

- ③ 管理者は、基準該当短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ④ 管理者は、基準該当短期入所生活介護計画を作成した際には、当該基準該当短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

※ 介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。

※ 西宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第15条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している基準該当短期入所生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から基準該当短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該基準該当短期入所生活介護計画を提出することに協力するよう努めるものとする。

- 基準第155条準用
- 基準について第3-8-3-(5)準用

42 基準該当短期入所生活介護事業所の利用者と指定通所介護事業所の利用者が日中同じダイニングで一緒に過ごすことは可能か。

可能である。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の利用者を指定通所介護事業所の利用者に算入することはできない。

43 運営規程とは。

事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、次の重要事項について、「運営規程」を定めおかなければならない。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 利用定員

利用定員は、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数とする。

- ④ 基準該当短期入所生活介護事業者の内容及び利用料その他の費用の額

「基準該当短期入所生活介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指す。

- ⑤ 通常の送迎の実施地域
- ⑥ サービス利用に当たっての留意事項

利用者が基準該当短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指す。

- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 非常災害対策
- ⑨ その他運営に関する重要事項

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。

- 基準第163条準用
- 基準について第3-8-3-(13)準用

44 非常災害対策は。

事業者は、非常災害対策に関する具体的な計画を立てておき、定期的に避難や救出等の必要な訓練を行い、万全を期しておく。

※ 具体的な計画とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

※ 消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所は、その者が計画を策定する。防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理の責任者を定め、消防計画に準ずる計画樹立等を行う。

- 基準第109条準用
- 基準について第3-6-3-(6)準用
- 消防法第8条

45 衛生管理で注意しなければならないことは。

- ① 利用者の使用する施設・食器その他の設備・飲用水について衛生的な管理に努め、感染症が発生・まん延しないように必要な措置を講じなければならない。
- ② 医薬品及び医療用具の管理を適正に行うこと。(事業所の実情に応じて、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられる。)
- ③ 食中毒及び感染症の発生防止のため、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保つこと。
- ④ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じること
(http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw18/hw18_000000018.html)
- ⑤ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

- 基準第110条準用
- 基準について第3-6-3-(7)準用

46 サービス提供拒否の禁止とは。

事業所は正当な理由なく基準該当短期入所生活介護の提供を拒んではならない。原則として利用申込みには応じなければならない。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止している。

正当な理由がある場合とは、

- ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ その他利用申込者に対し自ら適切な基準該当短期入所生活介護を提供することが困難な場合

なお、正当な理由がある場合でも、次の対応を行う必要がある。

- ① その利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡
- ② 適当な他の基準該当短期入所生活介護事業者等の紹介
- ③ その他必要な措置を速やかに講じること

- 基準第9、10条準用
- 基準について第3-1-3-(2)準用

47 基準該当短期入所生活介護の開始及び終了の際に留意することは。

- 1 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、基準該当短期入所生活介護事業者を提供する。
- 2 事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、基準該当短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

- 基準第152条準用

48 利用者の病状に急変があった場合等の対応は。

基準該当短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変があった場合やその

他の必要な場合には、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡をとる等の必要な措置を講じなければならない。なお協力医療機関については、下記の点に留意する。

- ① 緊急時等に速やかに対応できるよう、基準該当短期入所生活介護事業所から近距離にあることが望ましい。
- ② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておく。
- 基準第162条準用
- 基準について第3-8-3-(12)準用

49 秘密の保持とは。

- 1 事業所の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業者は、過去に事業所の従業者であったものが、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後も秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、違約金について定める等の措置を講じるべきである。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書で得ておかなければならない。この同意はサービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで事足りる。
- 4 平成16年12月27日に厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」も留意のこと。

(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/h1227-6.html>)

- 基準第34条準用
- 基準について第3-1-3-(21)準用

50 苦情への対応は。

1 事業者は、提供した基準該当短期入所生活介護について利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。具体的には、

- ① 相談窓口、苦情処理の体制（担当者、対応時間帯）、手順等の苦情を処理するための措置の概要を明らかにしておく。
- ② 利用申込者にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要を記載するとともに、事業所内にも掲示する。
- ③ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等の記録をしておく。また、2年間保存しておくなければならない。

2 事業者は、市町に対して、

- ① 法第23条の規定により、市町からの文書その他の物件の提出や提示の求め及び市町職員からの質問や照会に応じなければならない。
- ② 利用者の苦情に関して市町からの調査に協力しなければならない。
- ③ 市町から指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行わなければならない。
- ④ 市町からの求めがあった場合には、改善内容を報告しなければならない。

- 基準第37条準用
- 基準について第3-1-3-(23)準用

51 事故発生時の対応は。

- 1 事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供により利用者に事故が発生した場合は市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を取るとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 2 事業者は事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
市町への報告については「介護サービス事業者及び市町等における事故発生時の報告取扱要領」を参照する。
 - 3 事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が利用者に発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
このほか、次の点に留意する必要がある。
 - ① 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておく。
 - ② 事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。
 - 4 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。
- 基準第39条準用
- 基準について第3-1-3-(25)準用

52 会計の区分についての規程は。

事業者は、

- ① 基準該当短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分しなければならない。
 - ② 基準該当短期入所生活介護事業の会計とその他の会計を区分しなければならない。
- 基準第40条準用
- 基準について第3-1-3-(26)準用
- 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日付老振発第18号）
- 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日付老高発0329第1号）

53 勤務体制の確保等についてはどのように定められているか。

- 1 事業者は、利用者に対し適切な基準該当短期入所生活介護を提供できるよう、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに従業員の勤務体制を定めておかななければならない。
なお、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- 2 事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、当該基準該当短期入所生活介護事業所の従業者によって基準該当短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務（調理、洗濯等）については、第三者への委託等を行うことが認められている。
- 3 職員の勤務体制を定めるもののうち、介護職員の勤務形態については、基準該当短期入所生活介護が短期間の利用とはいえ、そのサービスの内容は、指定介護老人福祉施設である特別養護老人ホームと基本的に同様であることから、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第107号）」に定める特別養護老人ホームの夜間における勤務形態の取り扱いに準じてその体制を確保すること。また、夜間の介護職員数については、介護老人福祉

施設における配置を参考に適切に配置すること。

- 4 基準該当短期入所生活介護事業所の夜間の安全、防災上の管理の観点から、介護職員のほかに宿直員を配置することが望ましいこと。
 - 5 事業者は、基準該当短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
 - 6 介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、基準該当短期入所生活介護の利用者の精神の安定を図る観点から、日勤を行う職員又は夜勤を行う職員をそれぞれ固定することのない職員配置に努めること。また、利用者の処遇の低下を来たさぬように、日勤を行う職員と夜勤を行う職員の間で、利用者に関する情報や留意事項の伝達を十分に行うこと。
- 基準第 107 条準用
- 基準について第3-6-3-(5)準用

54 基準上、記録の整備についてはどのように定められているか。

- 1 事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
 - 2 事業者は、利用者への基準該当短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
なお、基準上は、諸記録を少なくとも2年間保存する義務があるが、利用者や保険者からの照会に対応するため、介護報酬に係る記録も含め最低5年間は保存することが望ましい。
(参考) 基準該当短期入所生活介護の提供に関する記録とは、次の記録である。
 - ・ 基準該当短期入所生活介護計画
 - ・ 提供した個々の基準該当短期入所生活介護に係る記録
 - ・ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - ・ 準用される基準第26条の市町への通知に係る記録
 - ・ 苦情内容等の記録
 - ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 基準第166条準用

(介護報酬について)

55 基準該当短期入所生活介護を受けている間に、算定できないサービスはあるのか。

基準該当短期入所生活介護を受けている同一時間帯については、訪問介護費、訪問入浴介護費、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、通所介護費及び通所リハビリテーション費並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費及び複合型サービス費は算定しないものであること。ただし、福祉用具貸与費については、算定が可能であること。また、入・退所日前後の他サービスについては、訪問介護費、訪問看護費及び訪問リハビリテーション費のみ算定が可能であること。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号） 第2の1(2)

56 二つの要介護認定期間をまたがる短期入所で、連続利用日数が30日を超えた場合は報酬算定可能か。

二つの要介護認定期間をまたがる入所であっても、30日を超えて算定できない。

○ 介護保険最新情報 vol. 116 準用

57 短期入所において、同一サービス事業所から退所した翌日入所した場合、算定日は連続しているが、連続入所とはみなさないと考えてよいか。

退所の翌日入所した場合は、連続して入所しているものとしてあつかう。

○ 介護保険最新情報 vol. 116 準用

58 短期入所中に転居等により保険者が変わった場合で、その前後にまたがる短期入所の連続利用が 30 日を超えた場合は報酬算定可能か。

保険者が変わった場合においても、30 日を超えて算定できない(ただし月の途中で保険者が変わった場合、介護給付費明細書は 2 件提出することとなる)。

○ 介護保険最新情報 vol. 116 準用

59 短期入所について区分限度を超えて全額利用者負担がある月から、翌月まで入所を継続して連続利用が 30 日を超えた場合は連続して入所していたものとみなされるか。

区分限度を超えて利用者全額負担があった場合も通算して連続利用とみなし、30 日を超えて報酬算定することはできない。

○ 介護保険最新情報 vol. 116 準用

60 利用者に対し連続して 30 日を超えて短期入所生活介護を行っている場合において、30 日を超える日以降に行った短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は算定できないが、その連続する期間内に介護予防短期入所生活介護の利用実績がある場合はどのように取り扱うのか。

当該期間内に介護予防短期入所生活介護の利用実績がある場合は、その期間を含める取り扱いとなる。

なお、短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護についても同様の取り扱いとなる。

○ 介護保険最新情報 vol. 267 準用

61 基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護の加算の種類は。

- 1 機能訓練指導體制
- 2 個別機能訓練加算
- 3 看護体制加算（介護予防除く）
- 4 医療連携強化加算（介護予防除く）
- 5 夜勤職員配置加算（I）（介護予防除く）
- 6 認知症行動・心理症状緊急対応加算
- 7 若年性認知症利用者受入加算
- 8 送迎体制
- 9 緊急短期入所体制確保加算（介護予防除く）
- 10 緊急短期入所受入加算（介護予防除く）
- 11 療養食加算
- 12 在宅中重度者受入加算（介護予防除く）
- 13 サービス提供体制強化加算
- 14 介護職員処遇改善加算

○ 額の算定基準別表 8

○ 予防額の算定基準別表 8

62 届出に係る加算等の算定の開始時期は。

届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定するものとする。

○ 額の算定基準留意事項 第1の1（2）

（機能訓練指導体制）

63 機能訓練指導員の加算の対象になる場合は。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置している場合。

なお、併設の通所介護事業所の機能訓練指導員を兼務している者については、たとえ常勤の職員であったとしても加算の算定要件は満たさないことに留意すること。

○ 額の算定基準別表 8 注 3

○ 予防額の算定基準別表 8 注 3

（看護体制加算）

64 看護体制加算の対象になる場合は。

1 看護体制加算（Ⅰ）

常勤の看護師を1名以上配置し、定員超過利用・人員基準欠如に該当していない場合。

2 看護体制加算（Ⅱ）

① 看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が2.5又はその端数を増すごとに1以上であること。

② 当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。

③ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

※（Ⅰ）及び（Ⅱ）を同時に算定することは可能であること。この場合にあつては、（Ⅰ）において加算の対象となる常勤の看護師についても、（Ⅱ）における看護職員の配置数の計算に含めることが可能である。

○ 額の算定基準別表 8 注 4

65 機能訓練指導員が看護師である場合、看護体制加算（Ⅰ）の看護職員配置に含まれるか。

看護体制加算（Ⅱ）については、当該機能訓練指導員が看護職員としての業務に従事している実態があれば、当該業務に係る勤務時間を常勤換算の看護職員数の中に含めることは可能である。

看護体制加算（Ⅰ）については、看護職員としての業務以外の業務に従事する看護師によって同加算を算定することは望ましくない。

○ 介護保険最新情報 vol. 69 準用

（夜勤職員配置加算）

66 夜勤職員配置加算（Ⅰ）の対象になる場合は。

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合。

なお、夜勤を行う職員の数は、1日平均夜勤職員数とする。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。）における延

夜勤時間数を、当該月の日数に 16 を乗じて得た数で除することによって算定し、少数点第 3 位以下は切り捨てるものとする。

- 額の算定基準別表 8 注 5
- 額の算定基準留意事項 第 2 の 2 (10)

67 夜勤基準を 1 人以上上回らなければならないとは、基準を満たした上で、加配分の 1 人は同じ人間が夜勤の時間帯を通じて勤務しなければならないということか。

夜勤職員配置加算の基準については、夜勤時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までを含む連続した 16 時間）における 1 月の看護・介護職員の延夜勤時間数をその月の日数×16 時間で割った人数（1 日平均夜勤職員数）を元に判断する。このため、何人かが交代で勤務していても、延夜勤時間数が必要な時間数を満たしていれば算定が可能である。

- 介護保険最新情報 vol. 69 準用

68 1 日平均夜勤職員数を算出するための延夜勤時間数には、早出・遅出や日勤帯勤務の職員の勤務時間も含まれるのか。

本加算は、深夜の時間帯のみならず、特に介護量が増加する朝食、夕食及びその前後の時間帯を含む夜勤時間帯全体における手厚い職員配置を評価するものであり、その施設が設定した夜勤時間帯において勤務した時間であれば、早出・遅出及び日勤帯勤務の職員の勤務時間も延夜勤時間数に含めることは可能である。ただし、加算を算定可能とすることを目的として、例えば「22 時から翌日 14 時まで」のような極端な夜勤時間帯の設定を行うべきではなく、夜勤時間帯の設定は、例えば「17 時から翌朝 9 時まで」のような朝食介助・夕食介助の両方を含む設定を基本としつつ、勤務実態等から見て合理的と考えられる設定とすべきである。

ただし、夜勤職員配置の最低基準が 1 人以上とされている入所者が 25 人以下の施設については、いわゆる「1 人夜勤」の負担を緩和する観点から、深夜の時間帯において職員を加配する（夜勤職員を 2 人以上とする）ことにより加算の算定要件を満たすことが望ましい。

- 介護保険最新情報 vol. 69 準用

69 延夜勤時間数には純粋な実働時間しか算入できないのか。休憩時間はどのように取り扱えばいいのか。

通常のリフレッシュ時間は、勤務時間に含まれるものとして延夜勤時間数に含めて差し支えない。ただし、大半の時間において仮眠をとっているなど、実態として宿直に近い状態にあるような場合についてまで含めることは認められない。

- 介護保険最新情報 vol. 69 準用

70 介護予防短期入所生活介護についてのみ夜勤職員の配置に対する加算を設けていないのはなぜか。

夜勤職員の手厚い配置に対する評価は夜勤の負担の過重さに配慮したものであるのに対し、介護予防短期入所生活介護では、利用者に医療ニーズ、認知症による問題行動等がある場合を想定しにくく、相対的に夜勤の負担が過重と認められないため、加算において評価はしないこととした。

- 介護保険最新情報 vol. 69 準用

(医療連携強化加算)

71 看護職員による定期的な巡視は、看護職員が不在となる夜間や休日(土日など)には行われなくても差し支えないか。

おおむね1日3回以上の頻度で看護職員による定期的な巡視を行っていない日については、当該加算は算定できない。

○介護保険最新情報 vol.471 準用

72 協力医療機関との間で行う取り決めは、利用者ごとに行う必要があるか。それとも総括して一般的な対応方法を取り決めておけばよいか。

利用者ごとに取り決めを行う必要はない。

○介護保険最新情報 vol.471 準用

73 短期入所生活介護の利用者には、施設の配置医師が医療的な処置を行うものとするが、医療連携強化加算においては、利用者の主治医や協力医療機関に優先的に連絡を取ることが求められているのか。

必要な医療の提供については利用者ごとに適切に判断され、実施されるべきものである。なお、当該加算は、急変のリスクの高い利用者に対して緊急時に必要な医療がより確実に提供される体制を評価するものであることから、急変等の場合には当然に配置医師が第一に対応するとともに、必要に応じて主治の医師や協力医療機関との連携を図るべきものである。

○介護保険最新情報 vol.471 準用

74 医療連携強化加算の算定要件の「緊急やむを得ない場合の対応」や「急変時の医療提供」とは、事業所による医療提供を意味するのか。それとも、急変時の主治の医師への連絡、協力医療機関との連携、協力医療機関への搬送等を意味するものか。

協力医療機関との間で取り決めておくべき「緊急やむを得ない場合の対応」とは、利用者の急変等の場合において当該医療機関へ搬送すべき状態及びその搬送方法、当該医療機関からの往診の実施の有無等を指す。「急変時の医療提供」とは、短期入所生活介護事業所の配置医師による医療を含め、主治の医師との連携や協力医療機関への搬送等を意味するものである。

○介護保険最新情報 vol.471 準用

75 既に協力医療機関を定めている場合であっても、搬送方法を含めた急変が生じた場合の対応について改めて事業所と協力医療機関で書面による合意を得る必要があるか。

緊急やむを得ない場合の対応について、協力医療機関との間で、搬送方法を含めた急変が生じた場合の対応について文書により既に取り決めがなされている場合には、必ずしも再度取り決めを行う必要はない。

○介護保険最新情報 vol.471 準用

(認知症行動・心理症状緊急対応加算)

76 認知症行動・心理症状緊急対応加算の対象となる場合は。

利用者に「認知症の行動・心理症状(認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものである。)」が認められ、緊急に基準該当短期入所生活介護が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、基準該当短期入所生活介護の利用を開始した場合に算定することができる。また、

医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとする。

なお、次に掲げる者が、直接、基準該当短期入所生活介護の利用を開始した場合には、当該加算は算定できない。

- 1 病院又は診療所に入院中の者
 - 2 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者
 - 3 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者
- 額の算定基準別表 8 注 8
 - 予防額の算定基準別表 8 注 5
 - 額の算定基準留意事項 第 2 の 2 (1 1)
 - 予防額の算定基準留意事項 第 2 の 8 (8)

77 認知症行動・心理症状緊急対応加算において、医師が判断した場合、どのように記録しておくのか。

判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこと。

- 額の算定基準留意事項 第 2 の 2 (1 1)
- 予防額の算定基準留意事項 第 2 の 8 (8)

78 基準該当短期入所生活介護の 8 日目以降の利用はできないのか。

7 日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後 8 日目以降の基準該当短期入所生活介護の利用の継続を妨げるものではないことに留意すること。

- 額の算定基準留意事項 第 2 の 2 (1 1)
- 予防額の算定基準留意事項 第 2 の 8 (8)

79 入所が予定されており、入所予定期間と実際の緊急入所の期間が重なっている場合であっても、本来の入所予定日前に緊急に入所した場合には、7 日分算定が可能か。

当初の入所予定期間も含め、認知症行動・心理症状により緊急に入所した日から 7 日間以内で算定できる。

- 介護保険最新情報 vol. 69 準用

80 入所予定日当日に、予定していた事業所に認知症行動・心理症状で入所した場合は算定できるか。

本加算制度は予定外で緊急入所した場合の受入れの手間を評価するものであることから、予定どおりの入所は対象とならない。

- 介護保険最新情報 vol. 69 準用

(若年性認知症利用者受入加算)

81 若年性認知症利用者受入加算の対象となる場合は。

受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者、要支援者となった者。)ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行

った場合に算定できる。

ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。

- 額の算定基準別表 8 の注 9
- 予防額の算定基準別表 8 の注 6
- 額の算定基準留意事項 第 2 の 2 (1 2)
- 予防額の算定基準留意事項 第 2 の 8 (9)

82 若年性認知症か否かを判定する医師に要件はあるのか。

判定を行う医師に特に要件はないが、認知症短期集中リハビリテーション実施加算と同様、精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師の判定結果を徴するか、「要介護認定等の実施について」の主治医意見書によることが望ましいと考えられる。

83 一度本加算制度の対象者となった場合、65 歳以上になっても対象のままか。

65 歳の誕生日の前々日までは対象である。

- 介護保険最新情報 vol. 69 準用

84 担当者とは何か。定めるにあたって担当者の資格要件はあるか。

若年性認知症利用者を担当する者のことで、施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。

- 介護保険最新情報 vol. 69 準用

(送迎体制)

85 送迎の加算の対象となる場合は。

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と基準該当短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合に算定できる。

- 額の算定基準別表 8 の注 1 0
- 予防額の算定基準別表 8 の注 7

86 短期入所における送迎の実施について、通所サービスの送迎のための乗合形式のバス等を利用する場合は、送迎加算は算定できるか。

短期入所の送迎加算は、利用者の心身の状況等に応じて個別に送迎を実施することを前提としており、事業者が画一的に時刻やルート等を定めてサービスのバス等に乗車させる場合は、算定できない。

ただし、当該事業所の送迎が原則として個別に実施されている場合において、利用者の人身の状況等から問題がなく、たまたま時刻やルートが重なったなどの場合に限り、乗合形式で送迎を行ってもよい。

- 介護保険最新情報 vol. 151 準用

87 短期入所事業所等を退所したその日に他の短期入所事業所に入所する場合の送迎加算の算定について

短期入所の送迎加算については、利用者の心身の状況、家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、原則として、送迎車により利用者の居宅まで個別に送迎する場

合について算定されるものであり、短期入所サービス費の算定の有無にかかわらず、事業所間を直接移動した場合には送迎加算は算定できない。

- 介護保険最新情報 vol. 151 準用
- 額の算定基準別表 8 の注 1 2※

(緊急短期入所受入加算)

88 緊急短期入所受入加算の対象となる場合は。

介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者に対して基準該当短期入所生活介護を緊急に行った場合は、当該基準該当短期入所生活介護を行った日から起算して7日（7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日）を限度として、算定できる。

あらかじめ、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めていること。ただし、やむを得ない事情により事後に介護支援専門員により当該サービス提供が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能である。

ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。

- 額の算定基準別表 8 の注 1 2

89 緊急利用者のみ算定するのか。

緊急短期入所受入加算は、緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算する。

- 額の算定基準留意事項 第2の2 (1 2)①

90 「緊急利用者」とは

「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。

また、あらかじめ、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めていること。ただし、やむを得ない事情により、事後に介護支援専門員により当該サービス提供が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能である。

- 額の算定基準留意事項 第2の2 (1 2)②、③

91 当初から居宅サービス計画に位置づけて予定どおり利用している利用者について、家族等の事情により急遽、緊急的に延長した場合に緊急短期入所受入加算は算定できるか。

算定できない。

- 介護保険最新情報 vol. 267 準用

92 緊急短期入所受入加算を算定している者の緊急利用期間が月をまたいだ場合はどのように取り扱うのか。

緊急利用期間が月をまたいだ場合であっても、通算して7日を限度として算定可能である。

なお、この場合において、引き続き緊急利用枠を利用している場合に限り、翌月も緊急短期入所受入加算の算定実績に含めて差し支えない。

○ 介護保険最新情報 vol. 267 準用

93 緊急利用者の受入れであれば、短期入所生活介護の専用居室や特別養護老人ホームの空床を利用する場合のほか、静養室でも緊急短期入所受入加算を算定できるか。

緊急時における短期入所であれば、それぞれにおいて加算を算定できる。

○介護保険最新情報 vol.454 準用

94 短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又は看護職員の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値とされているが、静養室で受け入れた利用者の数も含めて算出することによりか。

災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合と同様に、7日（やむを得ない事情がある場合は14日）の範囲内の利用であれば、利用者の数に含めずに計算する。

○介護保険最新情報 vol.454 準用

95 静養室の利用者について、利用日数については原則7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）が限度となるが、他の短期入所生活介護事業所等の利用調整ができなかった場合など、この利用日数を超えて静養室を連続して利用せざるを得ない場合、その日以後は報酬の算定ができず、かつ定員超過利用にあたりと解釈してよいか。

真にやむを得ない事情がある場合には、引き続き利用し、報酬も算定することも可能であるが、14日を超えて利用する場合には、定員超過利用に該当する。

○介護保険最新情報 vol.454 準用

96 短期入所生活介護の専用居室や、特別養護老人ホームの空床利用を行っている場合の特別養護老人ホームの居室に空床がある場合であっても、緊急利用者の希望する利用日数の関係又は男女部屋の関係から当該空床を利用することができないときには、静養室を使用して短期入所生活介護を提供してもよいか。

短期入所の緊急利用で静養室の利用が認められるのは、短期入所生活介護が満床時の場合であるため、空床がある場合の利用は想定していない。

○介護保険最新情報 vol.454 準用

97 静養室については、設備基準が規定されていないため、床面積等に関係なく全ての静養室において緊急利用が可能と解釈してよいか。

利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められる場合に、静養室が利用できるものであり、適切な環境になるように配慮する必要である。

○介護保険最新情報 vol.454 準用

98 利用者の状態や家族等の事情により介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合、専用の居室以外の静養室での受入れが可能となるが、特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護事業所で静養室を特別養護老人ホームと兼用している場合でも受け入れて差し支えないか。

短期入所生活介護の静養室と特別養護老人ホームの静養室を兼用している場合の静養室の利用は、短期入所生活介護及び特別養護老人ホームの入所者の処遇に支障がない場合、行うことができる。

○介護保険最新情報 vol.454 準用

99 静養室において緊急に短期入所生活介護の提供を行った場合、従来型個室と多床室のどちらで報酬を算定するのか。

多床室の報酬を算定し、多床室の居住費（平成27年8月以降）を負担していただくこととなる。

○介護保険最新情報 vol.454 準用

（療養食加算）

100 療養食加算の対象となる場合は。

次のいずれにも適合するものとして、事業所が疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、症状等に対応した栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く。）、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要がある。

- ① 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
 - ② 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
 - ③ 食事の提供が、通所介護費等の算定方法の基準に該当していない事業所において行われていること。
- 額の算定基準別表8のハ
 - 予防額の算定基準別表8のハ
 - 額の算定基準留意事項 第2の2(13)
 - 予防額の算定基準留意事項 第2の8(10)

101 減塩食療法は加算の対象となるか。

心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならない。

また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未満の減塩食をいうこと。

- 額の算定基準留意事項 第2の2(13)
- 予防額の算定基準留意事項 第2の8(10)

102 肝臓病食とはどのようなものか。

肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食（胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。）等をいうこと。

- 額の算定基準留意事項 第2の2(13)
- 予防額の算定基準留意事項 第2の8(10)

103 胃潰瘍食について、留意することは何か。

十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められること。また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱っても差し支えないこと。

- 額の算定基準留意事項 第2の2(13)
- 予防額の算定基準留意事項 第2の8(10)

104 貧血食の対象者とは。

療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が10g/dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者であること。

- 額の算定基準留意事項 第2の2(13)
- 予防額の算定基準留意事項 第2の8(10)

105 高度肥満症に対する食事療法の取扱いは。

高度肥満症（肥満度が+70%以上又はBMI(Body Mass Index)が35以上）に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができること。

- 額の算定基準留意事項 第2の2(13)
- 予防額の算定基準留意事項 第2の8(10)

106 特別な場合の検査食とは、どのようなものか。

特別な場合の検査食とは、潜血食をいう他、大腸X線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこと。

- 額の算定基準留意事項 第2の2(13)
- 予防額の算定基準留意事項 第2の8(10)

107 脂質異常症食の対象となる入所者とは。

療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるLDLコレステロール値が140mg/dl以上である者又はHDLコレステロール値が40mg/dl未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者であること。

- 額の算定基準留意事項 第2の2(13)
- 予防額の算定基準留意事項 第2の8(10)

108 ショートステイを数回利用する場合、療養食加算の食事せんはその都度発行となるのか。

短期入所生活（療養）介護の利用毎に食事せんを発行することになる。

- 17.9.7 全国介護保険指定基準・監査担当者会議資料準用

109 療養食加算のうち、貧血食の対象となる入所者等について、原因が鉄分の欠乏に由来する者とは。

対象となる者は、その貧血の原因が鉄分の欠乏に由来すると医師が認める者である。

- 介護保険最新情報 vol.69 準用

110 療養食加算の対象となる脂質異常症の入所者等について、薬物療法や食事療法により、血液検査の数値が改善された場合でも、療養食加算を算定できるか。

医師が疾病治療の直接手段として脂質異常症食にかかる食事せんの発行の必要性を認めなくなるまで算定できる。

- 介護保険最新情報 vol.79 準用

(在宅中重度者受入加算)

111 在宅中重度者受入加算の対象となる場合は。

事業所において、利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の

管理等を行わせた場合に算定できる。

○ 額の算定基準別表 8 のニ

112 在宅中重度者受入加算の具体的な内容は。

- ① この加算は、その居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が、基準該当短期入所生活介護を利用する場合であって、基準該当短期入所生活介護事業者が、当該利用者の利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員により当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合に対象となる。この場合の健康上の管理等に関する医師の指示は、基準該当短期入所生活介護事業所の配置医師が行うものとする。
 - ② 在宅中重度者受入加算を算定するに当たっては、あらかじめ居宅サービス計画に位置づけた上で行うこととなるが、特に初めてこのサービスを行う場合においては、サービス担当者会議を開催するなどサービス内容や連携体制等についてよく打合せを行った上で実施することが望ましい。
 - ③ 基準該当短期入所生活介護事業所は、当該利用者に関する必要な情報を主治医、訪問看護事業所、サービス担当者会議、居宅介護支援事業所等を通じてあらかじめ入手し適切なサービスを行うよう努めなければならない。
 - ④ 基準該当短期入所生活介護事業所は、在宅中重度受入加算に係る業務について訪問看護事業所と委託契約を締結し、利用者の健康上の管理等の実施に必要な費用を訪問看護事業所に支払うこととする。
 - ⑤ 健康上の管理等の実施上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は基準該当短期入所生活介護事業所が負担するものとする。なお、医薬品等が、医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。「特別養護老人ホーム等における療養の給付（医療）の取扱について」（平成 14 年 3 月 11 日保医発第 0331002 号を参照）
- 額の算定基準留意事項 第 2 の 2 (1 4)

113 短期入所生活介護費における在宅中重度受入加算の算定は、訪問看護事業所の看護師が来た日についてのみ算定するのか。

御指摘のとおりである。

○ 介護制度改革 information vol.78 準用

(サービス提供体制強化加算)

114 サービス提供体制強化加算の対象となる場合は。

次のいずれにも適合しているものとして、利用者に対し、サービス提供を行った場合に算定できる。

- 1 サービス提供体制強化加算 (I) イ
 - (1) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であること。
 - (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- 2 サービス提供体制強化加算 (I) ロ
 - (1) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。
 - (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- 3 サービス提供体制強化加算 (II)
 - (1) 事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上であること。
 - (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

4 サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

（１）利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数３年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

（２）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

※ 上記に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。

- 額の算定基準別表 8 のホ
- 予防額の算定基準別表 8 のニ

115 3年以上の勤続年数について、次のような場合は通算できるのか。

- ① 異なるサービスの事業所（施設）における勤続年数、事業所間の出向
- ② 異なる業種（職種）における勤続年数
- ③ 事業の承継時
- ④ 同一グループにおける勤続年数

① 通算可

② 直接処遇職員であれば通算可

③ 当該事業所（施設）の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合は通算可

④ 通算不可

- 介護保険最新情報 vol. 69 準用

116 産休、病休等の期間は勤続年数に含めることはできるか。

産休、育休、介護休暇等の休業期間は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。ただし、算定時点で勤務に従事していない者は含めることはできない。

なお、再雇用の職員については、以前の勤続年数は通算できない。

- 介護保険最新情報 vol. 69 準用

117 介護福祉士の配置要件について、各月の末日時点で資格を取得している者とされているが、その具体的な取扱いはどうなるのか。

要件における介護福祉士については、登録又は修了証明書の交付までもとめるものではない。

例えば平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録した者については、平成21年4月において介護福祉士として含めることができる。この場合、事業者は当該資格取得等見込み者の試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録等の事実を確認する必要がある。

- 介護保険最新情報 vol. 69 準用

（長期利用者に対する減算について）

118 同一の短期入所生活介護事業所を30日利用し、1日だけ自宅や自費で過ごし、再度同一の短期入所生活介護事業所を利用した場合は減算の対象から外れるのか。

短期入所生活介護の利用に伴う報酬請求が連続している場合は、連続して入所しているものと扱われるため、1日だけ自宅や自費で過ごした場合には、報酬請求が30日を超えた日以降、減算の対象となる。

○介護保険最新情報 vol.454 準用

119 保険者がやむを得ない理由（在宅生活継続は困難で特別養護老人ホームの入所申請をしているが空きがない等）があると判断し、短期入所生活介護の継続をしている場合も減算の対象となるか。

短期入所生活介護の基本報酬は、施設入所に比べ入退所が頻繁であり、利用者の状態が安定していないことなどから、特別養護老人ホームの基本報酬より高い設定となっているため、長期間の利用者については、理由の如何を問わず減算の対象となる。

○介護保険最新情報 vol.454 準用

120 平成27年4月1日時点で同一事業所での連続利用が30日を超えている場合、4月1日から減算となるという理解でよいか。

平成27年4月1日から今回の報酬告示が適用されるため、それ以前に30日を超えている場合には、4月1日から減算の対象となる。

○介護保険最新情報 vol.454 準用

121 基準該当短期入所生活介護事業所とユニット型短期入所生活介護事業者が同一の建物内に存在し、それぞれ異なる事業所として指定を受けている場合も、算定要件にある「同一の指定短期入所生活介護事業所」として扱うのか。

実質的に一体として運営していると考えられるので、同一事業所の利用とみなし、減算の対象とする。

○介護保険最新情報 vol.454 準用

（その他）

122 利用者の希望により連続31日を超える短期入所を計画した場合、サービス利用票の月間計画、サービス利用票別表上どのように記載すべきか。

サービス利用票は利用者に保険対象内外のサービスを区分して記載し、説明することを基本としていることから、介護保険の短期入所にあたらぬ31日目以降についてもサービス利用票の記載対象となる。

○介護保険最新情報 vol.116 準用

123 月の途中で変更認定等が行われた場合は新たな要介護認定期間に切り替わることとなる。この場合に、サービス利用票別表における「要介護認定期間中の短期入所利用日数の確認」欄はどのように記載するのか。

変更認定後は、新たな要介護認定期間となり、要介護認定期間中における短期入所の利用日数の確認も、新たな認定有効期間の開始日から行うこととなる。変更認定のあった月においては、前月までの利用日数をゼロとしてサービス利用票別表を作成して、変更認定後の期間について短期入所利用通算日数の確認を行う。

○介護保険最新情報 vol.116 準用

124 変更認定等により、当初設定されていた要介護認定期間の終了日より前に次の認定有効期間に切り替わった場合、短期入所の利用を前倒しで行っていると、結果として変更認定前の短期入所利用日数が要介護認定期間の半分以上を超えてしまう可能性がある。この場合どのように取り扱うか。

サービス計画作成時点においては当初の要介護認定期間を前提として短期入所の計画を立てているものであり、このようなケースは問題とならない。

○ 介護保険最新情報 vol. 116 準用

125 連続 30 日を超えて短期入所を行った実績がある場合、30 日を超える利用日を短期入所の利用日数として通算し、要介護認定期間の半数との比較に含めるか。

連続 30 日を超えた利用日については介護保険対象の短期入所とはみなされず、保険給付の対象ともならないため、要介護認定期間の半数と比較する短期入所の利用日数には含めない。

○ 介護保険最新情報 vol. 116 準用

126 区分限度を超えて短期入所を行った実績がある場合、短期入所の利用日数として通算し、要介護認定期間の半数との比較に含めるか。

区分支給限度基準額を超えて全額利用者負担で利用した短期入所の日数については、「要介護認定期間中の短期入所利用日数の確認」欄において短期入所の利用日数には含めない。限度内相当部分としての要介護認定期間の半数との比較に含める日数は以下の算式により算出する。

短期入所サービスの区分支給限度基準内単位数 ÷ 短期入所の総単位数 × 短期入所の総利用日数 (小数点以下切り捨て)

○ 介護保険最新情報 vol. 116 準用

Ⅷ 参考

西宮市基準該当短期入所生活介護事業者及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスのうち、西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第17号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第181条に規定する基準該当短期入所生活介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスのうち、西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第16号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第165条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護（以下「基準該当短期入所生活介護等」という。）を行う事業者の登録に係る手続等について必要な事項を定める。

(登録の申請)

第2条 基準該当短期入所生活介護等の事業を行う事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した基準該当（介護予防）短期入所生活介護事業者登録申請書(様式第1号)又は書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- (5) 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- (6) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (7) 運営規程
- (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (9) 従業員の勤務の体制及び勤務形態
- (10) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (11) 指定居宅サービス等基準条例第162条又は指定介護予防サービス等基準条例第137条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- (12) 基準該当短期入所生活介護等の実施理由書
- (13) その他登録に関し必要と認める事項

(登録の基準等)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が指定居宅サービス等基準条例又は指定介護予防サービス等基準条例に適合していると認めるときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き登録を行う。

- 2 前項の登録は、事業の種類及び基準該当短期入所生活介護等を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護等事業所」という。）ごとに登録を行う。
- 3 第1項の登録は、基準該当短期入所生活介護等事業者登録簿に前条に規定する基準該当（介護

予防) 短期入所生活介護事業者登録申請書の記載事項を記載する。

4 市長は、第1項の登録をしたときは、当該登録の申請を行った者に基準該当(介護予防)短期入所生活介護事業者登録通知書(様式第2号)により通知する。

(登録の拒否)

第4条 市長は、第2条の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の登録をしてはならない。

(1) 当該申請に係る基準該当短期入所生活介護等事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定居宅サービス等基準条例又は指定介護予防サービス等基準条例で定める基準及び員数を満たしていないとき。

(2) 申請者が、指定居宅サービス等基準条例又は指定介護予防サービス等基準条例に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。

(3) 申請者が、指定居宅サービス等基準条例又は指定介護予防サービス等基準条例の要件を満たし、指定短期入所生活介護事業者又は指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受けることができるものと認められるとき。

(4) 当該申請に係る基準該当短期入所生活介護等事業所に併設する指定居宅サービス等基準条例第181条に規定する指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防サービス等基準条例第165条に規定する指定介護予防通所介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、指定居宅サービス等基準条例第101条第4項、西宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年西宮市条例第19号。)第63条第4項、指定介護予防サービス等基準条例第99条第4項又は西宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年西宮市条例第18号。)第7条第4項に規定するサービスの提供を届け出ているとき。

(登録の更新)

第5条 第3条の登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、基準該当短期入所生活介護を行う事業所の登録の開始日から6年を経過する日までに、当該事業所に併設する指定居宅サービス等基準条例第181条に規定する指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所の現に受けている指定の有効期間の満了の日が到来するときは、第3条の登録は、当該指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所の当該指定の有効期間の満了の日までにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 第1項の規定にかかわらず、基準該当介護予防短期入所生活介護を行う事業所の登録の開始日から6年を経過する日までに、当該事業所に併設する指定介護予防サービス等基準条例第165条に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の現に受けている指定の有効期間の満了の日が到来するときは、第3条の登録は、当該指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の当該指定の有効期間の満了の日までにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 前3項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有

効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 前条の規定は、第1項から第3項までの登録の更新について準用する。

(登録の更新申請等)

第6条 前条の第1項から第3項の規定に基づき、基準該当短期入所生活介護等の事業を行う事業者の登録の更新を受けようとする者は、第2条各号(第3号を除く。)に掲げる事項及び現に受けている登録の有効期間満了日を記載した基準該当(介護予防)短期入所生活介護事業者登録更新申請書(様式第1号の2)又は書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、当該申請に係る事業者が既に市長に提出している第2条第4号から第11号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る基準該当(介護予防)短期入所生活介護事業者登録更新申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、登録の更新をしたときは、当該登録の更新申請を行った者に基準該当(介護予防)短期入所生活介護事業者登録更新通知書(様式第2号の2)により通知する。

(変更の届出等)

第7条 第3条の規定により登録を受けた者(以下「基準該当短期入所生活介護等事業者」という。)は、当該登録に係る基準該当短期入所生活介護等事業所の名称及び所在地その他登録された事項に変更があったときは、10日以内に変更届出書(様式第3号)に当該変更の内容を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 基準該当短期入所生活介護等事業者は、基準該当短期入所生活介護等の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、休止した当該基準該当短期入所生活介護等の事業を再開したときは、10日以内に廃止・休止・再開届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(特例居宅介護サービス費等の支給等)

第8条 市が、法第42条第1項第2号に係る特例居宅介護サービス費又は法第54条第1項第2号に係る特例介護予防サービス費(以下「特例居宅介護サービス費等」という。)の支給を行うのは、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者(以下「居宅要介護被保険者等」という。)が、基準該当短期入所生活介護等であって、当該基準該当短期入所生活介護等事業者により行われるものの提供を受けた場合とする。

2 市長は、居宅要介護被保険者等が基準該当短期入所生活介護等事業者から基準該当短期入所生活介護等を受けた場合の当該居宅要介護被保険者等が支払うべき当該基準該当短期入所生活介護等に要した費用について、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、特例居宅介護サービス費等として当該居宅要介護被保険者等に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者等に代わり当該基準該当短期入所生活介護等事業者を支払うことができる。

(1) 基準該当短期入所生活介護等事業者が特例居宅介護サービス費等の代理受領に係る申出書(様式第5号)をあらかじめ市長に提出していること。

(2) 居宅要介護被保険者等の被保険者証に法第66条第1項又は第2項に規定する支払方法変更の記載がないこと。

(3) 居宅要介護被保険者等が基準該当短期入所生活介護等事業者の特例居宅介護サービス費等の受領を委任していること。

(4) 居宅要介護被保険者等が次の要件のいずれかを満たしていること。

ア 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることについて法第46条第4項又は法第58条第4項の届出をしており、かつ、基準該当短期入所生活介護等が法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の対象となっていること。

イ 基準該当短期入所生活介護等を含む法第8条第1項に規定する居宅サービス又は法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市長に届け出ていること。

3 特例居宅介護サービス費等の額は、当該基準該当短期入所生活介護等について西宮市介護保険施行規則（平成12年西宮市規則第113号。以下「施行規則」という。）第5条第1号及び第6条第1号の規定により算定した額とする。

4 第2項の規定による支払があったときは、居宅要介護被保険者等に対し特例居宅介護サービス費等の支給があったものとみなす。

5 基準該当短期入所生活介護等事業者は、基準該当短期入所生活介護等その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者等に対し、基準該当短期入所生活介護等の費用について特例居宅介護サービス費等の費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載した領収証を交付しなければならない。

6 市長は、基準該当短期入所生活介護等事業者から特例居宅介護サービス費等の請求があったときは、法第41条第4項第2号及び法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準並びに指定居宅サービス等基準条例（第9章第6節の基準該当居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）及び指定介護予防サービス等基準条例（第9章第7節の基準該当介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

7 市長は、基準該当短期入所生活介護等事業者からの特例居宅介護サービス費等の請求に係る審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する。

8 基準該当短期入所生活介護等事業者は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）の規定の例により特例居宅介護サービス費等を請求するものとする。

9 基準該当短期入所生活介護等事業者は、第2項の規定による支払を受ける場合は、当該居宅要介護被保険者等から利用料の一部として、法第41条第4項第2号及び法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当短期入所生活介護等に要した費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当短期入所生活介護等に要した費用の額とする。）から第3項に規定する額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。

（特例特定入所者介護サービス費等の支給等）

第9条 市が、法第51条の4第1項第2号及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第22条の5第1号に係る特例特定入所者介護サービス費又は法第61条の4第1項第2号及び令第29条の5第1号に係る特例特定入所者介護予防サービス費（以下「特例特定入所者介護サービス費等」という。）の支給を行うのは、法第51条の3第1項又は法第61条の3第1項に規定する特定入所者（以下「特定入所者」という。）が、基準該当短期入所生活介護等であって、当該基準該当短期入所生活介護等事業者により行われるものの提供を受けた場合とする。

2 市長は、特定入所者が、法第51条の4第1項第2号又は法第61条の4第1項第2号に該当する場合（基準該当短期入所生活介護等を受けた場合に限る。）における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、次項に規定する要件を満たすときは、特例特定入所者介護サービス費等として当該特定入所者に対し支給されるべき額の限度において、当該特定入所者に代わり当該基準該当短期入所生活介護等事業者を支払うことができる。

3 前項の要件については、前条第2項各号の規定を準用する。

4 特例特定入所者介護サービス費等の額は、当該基準該当短期入所生活介護等について施行規則第5条第5号及び第6条第4号の規定により算定した額とする。

5 前条第4項、第5項、第7項及び第8項までの規定は、特例特定入所者介護サービス費等について準用する。

6 基準該当短期入所生活介護等事業者は、第2項の規定による支払を受ける場合は、当該特定入所者から食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用の一部として、法第51条の4第2項に規定する食費の負担限度額及び居住費の負担限度額の合計額又は法第61条の4第2項に規定する食費の負担限度額及び滞在費の負担限度額の合計額の支払を受けるものとする。

（報告等）

第10条 市長は、特例居宅介護サービス費等の支給に関して必要があると認めるときは、当該基準該当短期入所生活介護等を担当する者若しくは担当した者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該基準該当短期入所生活介護等事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（登録の取消し等）

第11条 市長は、基準該当短期入所生活介護等事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

（1）基準該当短期入所生活介護等事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、指定居宅サービス等基準条例又は指定介護予防サービス等基準条例で定める基準又は員数を満たすことができなくなったとき。

（2）指定居宅サービス等基準条例又は指定介護予防サービス等基準条例に従って適正な基準該当短期入所生活介護等の事業の運営をすることができなくなったとき。

（3）特例居宅介護サービス費等又は特例特定入所者介護サービス費等の請求に関し不正があったとき。

（4）前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

（5）前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（6）不正の手段により第3条の登録を受けたとき。

（7）前各号に掲げる場合のほか、基準該当短期入所生活介護等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(事業所情報の提供)

第12条 市長は、基準該当短期入所生活介護等事業者に関する情報(第7条に規定する変更の届出等に係る情報を含む。)のうち、次に掲げる事項を兵庫県、連合会その他の機関に提供できるものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び所在地及び電話番号並びにその代表者の氏名及び職名
- (3) 事業登録年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 基準該当事業所番号
- (6) その他市長が特に必要と認める事項

(公示)

第13条 市長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- (1) 第3条の登録をしたとき。
- (2) 第7条第2項の規定による事業の廃止の届出があったとき。
- (3) 第11条の規定により登録を取り消し、又は登録の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年1月1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

基準該当（介護予防）短期入所生活介護事業者登録申請書

年 月 日

西宮市長 様

所在地
申請者
名 称 印

西宮市基準該当短期入所生活介護事業者及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者の登録等に関する要綱の規定により基準該当（介護予防）短期入所生活介護事業者の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

		事業所所在地市町村番号					
申 請 者	フリガナ 名称						
	主たる事業所の 所在地	(郵便番号 -) 県 都市					
	連絡先	電話番号			FAX 番号		
	法人の種類別			法人所轄庁			
	代表者の職・氏 名・生年月日	職名			フリガナ 氏名	生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 -) 県 都市					
登 録 を 受 け よ う し よ う す る 事 業 所 の 種 類	事業所等の所在 地	(郵便番号 -) 県 都市					
	事業の種類	実施 事業	登録申請をする事業の事業開始 予定年月日	既に基準該当事業所としての登録を 受けている事業の事業開始年月日			
	基準該当短期入所生活介護						
	基準該当介護予防短期入所生活介護						
基準該当事業所番号				(既に登録を受けている場合)			
登録を受けている市町村							
介護保険事業所番号				(既に指定又は許可を受けている場合)			
既に指定等を受けている事業							
医療機関コード等							

- 備考 1 「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
 2 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その所轄庁の名称を記載してください。
 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に登録を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
 5 「登録申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業開始予定年月日を記載してください。
 6 「既に該当事業所としての登録を受けている事業の事業開始年月日」欄は、当該市町村において基準該当事業所として登録を受けた年月日を記載してください。
 7 「基準該当事業所番号」欄については、西宮市又は他の市町村において既に基準該当事業所としての登録を受け、番号が付番されている場合には、そのコードを記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
 8 「登録を受けている市区町村」欄については、既に基準該当事業所として登録を受けたことがある市区町村について、その名称を記載してください。
 9 指定事業所として既に介護保険事業所番号が付番されている場合には、そのコードを記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
 10 「既に指定番号を受けている事業」欄については、指定事業所として指定を受け（みなしによる指定を含む。）、実施している事業

の種類について記載してください。

- 11 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

付表 基準該当短期入所生活介護等事業所の登録に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 -) 県 市							

連絡先	電話番号			FAX 番号					
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文				第 条第 項第 号					
管理者	フリガナ			(郵便番号 -)					
	氏名								
	生年月日			住所					
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合記入)								
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)		名称	-----					
		兼務する職種及び勤務時間等	-----						
利用者の推計数		人							
従業者の職種・員数		医師		生活相談員		看護職員		介護職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤 (人)									
非常勤 (人)									
常勤換算後の人数 (人)									
基準上の必要人数 (人)									
適合の可否									
		栄養士		機能訓練指導員		栄養士を配置していない場合の措置			
		専従	兼務	専従	兼務				
常勤 (人)									
非常勤 (人)									
基準上の必要人数 (人)									
適合の可否									
設備基準上の数値記載項目等				基準上の必要数値		適合の可否			
居室	1室あたりの最大定員	人		人以上					
居室	利用者1人あたりの最小床面積	㎡		㎡以上					
食堂と機能訓練室の合計面積		㎡		㎡以上					
廊下	片廊下の幅	m		-					
廊下	中廊下の幅	m		-					
耐火建築物、準耐火建築物の別									
主な揭示事項	利用定員		人						
	利用料		法定代理受領分 (一割負担分)						
			法定代理受領分以外						
	その他の費用								
通常の送迎の実施地域									
協力医療機関	名称				主な診療科名				
	名称				主な診療科名				
	名称				主な診療科名				
	名称				主な診療科名				
添付書類		別添のとおり							

- 備考 1 「受付番号」「基準上の必要人数」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄には、記入しないでください。
 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 3 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
 4 当該基準該当居宅サービス以外のサービスを実施する場合には、当該基準該当居宅サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

基準該当(介護予防)短期入所生活介護事業者登録更新申請書

年 月 日

西宮市長 様

所在地
申請者
名 称 印

西宮市基準該当短期入所生活介護事業者及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者の登録等に関する要綱の規定により基準該当(介護予防)短期入所生活介護事業者の登録の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

		事業所所在地市町村番号				
申 請 者	フリガナ 名称					
	主たる事業所の 所在地	(郵便番号 -) 県 郡市				
	連絡先	電話番号			FAX 番号	
	法人の種類別			法人所轄庁		
	代表者の職・氏 名・生年月日	職名			フリガナ 氏名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 -) 県 郡市				
登 録 の 更 新 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類	事業所等の所在 地	(郵便番号 -) 県 郡市				
	事業の種類	更新申 請を行 う事業	更新申請をする事業の事業開始 予定年月日	既に登録等を受けている事業等 登録等年月日 有効期間満了日		
	基準該当短期入所生活介護					
	基準該当介護予防短期入所生活介護					
基準該当事業所番号				(既に登録を受けている場合)		
登録を受けている市町村						
介護保険事業所番号				(既に指定又は許可を受けている場合)		
既に指定等を受けている事業						
医療機関コード等						

- 備考 1 「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
 2 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その所轄庁の名称を記載してください。
 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に登録を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
 5 「登録申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業開始予定年月日を記載してください。
 6 「既に該当事業所としての登録を受けている事業の事業開始年月日」欄は、当該市町村において基準該当事業所として登録を受けた年月日を記載してください。
 7 「基準該当事業所番号」欄については、西宮市又は他の市町村において既に基準該当事業所としての登録を受け、番号が付番されている場合には、そのコードを記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
 8 「登録を受けている市区町村」欄については、既に基準該当事業所として登録を受けたことがある市区町村について、その名称を記載してください。
 9 指定事業所として既に介護保険事業所番号が付番されている場合には、そのコードを記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
 10 「既に指定番号を受けている事業」欄については、指定事業所として指定を受け(みなしによる指定を含む。)、実施している事業

の種類について記載してください。

- 11 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

付表 基準該当短期入所生活介護等事業所の登録に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 -) 県 市							
	連絡先	電話番号				FAX 番号			
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文					第	条第	項第	号	
管理者	フリガナ				住所	(郵便番号 -)			
	氏名								
	生年月日								
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合記入)								
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)		名称			兼務する職種及び勤務時間等			-----
利用者の推計数		人							
従業者の職種・員数		医師		生活相談員		看護職員		介護職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤 (人)									
非常勤 (人)									
常勤換算後の人数 (人)									
基準上の必要人数 (人)									
適合の可否									
		栄養士		機能訓練指導員		栄養士を配置していない場合の措置			
		専従	兼務	専従	兼務				
常勤 (人)									
非常勤 (人)									
基準上の必要人数 (人)									
適合の可否									
設備基準上の数値記載項目等					基準上の必要数値		適合の可否		
居室	1室あたりの最大定員			人	人以上				
居室	利用者1人あたりの最小床面積			m ²	m ² 以上				
食堂と機能訓練室の合計面積				m ²	m ² 以上				
廊下	片廊下の幅			m	-				
廊下	中廊下の幅			m	-				
耐火建築物、準耐火建築物の別									
主な揭示事項	利用定員	人							
	利用料	法定代理受領分 (一割負担分)							
		法定代理受領分以外							
	その他の費用								
通常の送迎の実施地域									
協力医療機関	名称				主な診療科名				
	名称				主な診療科名				
	名称				主な診療科名				
	名称				主な診療科名				
添付書類		別添のとおり							

- 備考 1 「受付番号」「基準上の必要人数」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄には、記入しないでください。
 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 3 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
 4 当該基準該当居宅サービス以外のサービスを実施する場合には、当該基準該当居宅サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

登録番号	
------	--

基準該当（介護予防）短期入所生活介護事業者登録通知書

年 月 日

様

西宮市長 今村 岳司

下記のとおり、基準該当（介護予防）短期入所生活介護事業者として登録したので通知します。

登録事業者	フリガナ 名 称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市					
		(ビルの名称等)					
	連絡先	電話番号				FAX 番号	
	法人の種類			法人 所轄庁			
	代表者の職・氏名・ 生年月日	職名		フリガナ 氏 名		生年 月日	
代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市						
	(ビルの名称等)						
登録事業所	フリガナ 名 称						
	所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市					
		(ビルの名称等)					
	事業の種類	<input type="checkbox"/> 基準該当短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 基準該当介護予防短期入所生活介護					
	連絡先	電話番号				FAX 番号	
	基準該当 事業所番号						
	登録年月日	平成 年 月 日					
	登録の有効期間	平成 年 月 日 まで					
事業開始年月日	平成 年 月 日						

登録番号	
------	--

基準該当（介護予防）短期入所生活介護事業者登録更新通知書

年 月 日

様

西宮市長 今村 岳司

下記のとおり、基準該当（介護予防）短期入所生活介護事業者として登録の更新をしたので通知します。

登録事業者	フリガナ 名 称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 県 郡市					
		(ビルの名称等)					
	連絡先	電話番号			FAX 番号		
	法人の種別			法人 所轄庁			
	代表者の職・氏名・ 生年月日	職名			フリガナ 氏 名	生年 月日	
代表者の住所	(郵便番号 -) 県 郡市						
	(ビルの名称等)						
登録事業所	フリガナ 名 称						
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡市					
		(ビルの名称等)					
	事業の種類	<input type="checkbox"/> 基準該当短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 基準該当介護予防短期入所生活介護					
	連絡先	電話番号			FAX 番号		
	基準該当 事業所番号						
	登録更新年月日	平成 年 月 日					
	登録の有効期間	平成 年 月 日 まで					
事業開始年月日	平成 年 月 日						

変 更 届 出 書

年 月 日

西 宮 市 長 様

住所
 事業者（所在地）
 氏名
 （名称及び代表者氏名） 印

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		基準該当事業者番号							
登録内容を変更した事業所		名称							
		所在地							
サービスの種類									
変更があった事項		変更の内容							
1	事業所の名称	(変更前)							
2	事業所の所在地								
3	主たる事務所の所在地								
4	代表者の氏名、生年月日及び住所								
5	定款・寄附行為及びその登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)								
6	事業所の建物構造、専用区画、平面図等	(変更後)							
7	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所及び経歴								
8	運営規程								
9	協力医療機関（病院）との契約内容等								
10	利用定員								
11	その他								
変 更 年 月 日		平成	年	月	日				

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

西 宮 市 長 様

事業者 住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)

印

次のとおり登録に係る事業の廃止（休止・再開）をしますので届け出ます。

	基準該当事業者番号						
廃止（休止・再開）する事業所	名称						
	所在地						
サービスの種類							
休止・廃止・再開の別	休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開						
休止・廃止・再開した年月日	平成 年 月 日						
休止・廃止した理由							
現にサービス又は支援を受けて いた者に対する措置 (休止・廃止した場合のみ)							
休止予定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日						

備考 事業の再開に係る届出にあつては、要綱に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

現にサービス又は支援を受けている者に対する措置については、利用者ごとの措置予定がわかる書類（一覧表等）を添付してください。また、廃止・休止後に実際に行った措置がわかる書類（一覧表等）を提出してください。

特例居宅介護サービス費等の代理受領に係る申出書

年 月 日	
西宮市長 様	
所在地	
事業者 名称	
代表者氏名	
印	
<p>西宮市基準該当短期入所生活介護事業者及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者の登録等に関する要綱に基づき、西宮市が支給する特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の代理受領について、次のとおり申し出ます。</p>	
代 表 者 氏 名	
基準該当（介護予防）短期入所生活介護事業所の名称	
事業所の所在地・電話番号	
基準該当事業所番号	第 号

代理受領の取扱いを受けようとする期間については登録年月日から1年間とし、期間満了1か月前までに特段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日において、更に1年間順次更新をしたものとする。

- 西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年9月24日西宮市条例第17号）及び西宮市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等に関する要綱について（基準該当短期入所生活介護に関わる部分に限る）

<p>西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>	<p>西宮市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等に関する要綱</p>
<p>第6節 基準該当居宅サービスに関する基準 （指定通所介護事業所等との併設）</p> <p>第181条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第71条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）<u>若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）</u>又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第182条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所</p>	<p>6 基準該当短期入所生活介護に関する基準</p> <p>（1）指定通所介護事業所等との併設 基準該当短期入所生活介護事業所は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>又は社会福祉施設に併設しなければならないこととされているが、ここにいる社会福祉施設とは、社会福祉法第62条にいう社会福祉施設を指すものであること。</p> <p>（2）従業員の員数及び管理者</p>

<p>生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設その他の施設の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1) 生活相談員 1人以上</p> <p>(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第165条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第184条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(3) 栄養士 1人以上</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数</p>	<p>医師の配置が不要であること、居宅基準条例第182条第4項にいう従業者の員数の確保に関するものを除けば、いわゆる単独型の指定短期入所生活介護事業所の基準と同様であり、第3の八の1の(2)から(5)までを参照されたい。なお、医師を配置しない基準該当短期入所生活介護事業所にあつても、協力医療機関及び主治医と連携することにより、適切なサービス提供体制を確保すること。</p> <p><u>第3の八の1の(2)から(5)</u></p> <p>(2)生活相談員 生活相談員については、西宮市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年9月24日西宮市条例第14号）第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとする。</p> <p>(3)機能訓練指導員 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>(4)栄養士 居宅基準条例第147条第1項ただし書に規定する「他の社会福祉施設</p>
--	--

<p>2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。</p> <p>3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>5 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第166条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第183条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなけれ</p>	<p>等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員(健康増進法第19条第1項に規定する栄養指導員をいう。)との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合である。</p> <p>(5)管理者</p> <p>基準該当短期入所生活介護事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、</p>
---	--

<p>ばならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第184条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。</p>	<p>当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>① 当該基準該当短期入所生活介護事業所の基準該当短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問われないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。)</p>
---	--

<p>2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第168条第1項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第185条 基準該当短期入所生活介護事業所には、次号に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>(1) 居室</p> <p>(2) 食堂</p> <p>(3) 機能訓練室</p> <p>(4) 浴室</p>	<p>(3)設備に関する基準</p> <p>① 併設の指定通所介護事業所等の施設との設備の兼用が居室を除き可能であること、利用者一人当たりの床面積に関する基準が異なること、廊下は車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅であればよいこと等、指定短期入所生活介護の基準との相違点に留意すること。</p>
--	--

<p>(5) 便所</p> <p>(6) 洗面所</p> <p>(7) 静養室</p> <p>(8) 面接室</p> <p>(9) 介護職員室</p> <p>2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室</p> <p>ア 一つの居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。</p> <p>(2) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の</p>	<p>② 基準該当短期入所生活介護における利用者1人当たりの床面積については7.43平方メートル以上とされているところであるが、基準該当サービスは市区町村が必要と認める場合にのみ給付の対象となるサービスであり、指定事業者によるサービス提供が地域の需要を満たしている場合は給付の対象とならないことがあり得るので、基準該当短期入所生活介護の事業を行おうとする場合は当該市区町村の意向をあらかじめ確認するとともに、利用者の適切な処遇確保の観点から良好な居住環境の実現や居室面積の確保に留意すること。</p>
---	--

場所とすることができる。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

4 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第169条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所介護事業所等との連携)

第186条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第187条 第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第26条、第33条から第36条まで、第37条(第5項及び第6項を除く。)、第38条から第40条まで、第55条、第107条、第109条、第110条、第146条及び第4節(第153条第1項及び第167条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第19条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第107条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第153条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第159条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第164条第2項中「静養室」と

(4)運営に関する基準

居宅基準条例第187条の規定により、居宅基準条例第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第26条、第33条から第36条まで、第37条(第5項及び第6項を除く。)、第38条から第40条、第55条、第107条、第109条、第110条、第146条並びに第4節(第153条第1項及び第167条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業に準用されるものであるため、第3の一の3の(2)から(5)まで、(9)、(11)、(14)、(21)から(26)まで、第3の二の3の(4)、第3の六の3の(5)、(6)及び(7)並びに第3の八の3を参照されたい。この場合において、準用される居宅基準条例第153条第2項の規定は、基準該当短期入所生活介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額(100分の90又は100分の80を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。

あるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

※ 以下、準用による（読み替え）条文。

（提供拒否の禁止）

第9条 基準該当短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく基準該当短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

なお、当該事業所による短期入所生活介護が複数の市町村において基準該当短期入所生活介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

また、準用される第164条第2項中「静養室」を「静養室等」と読み替える規定は、床面積が7.43平方メートル以上確保されている場合には、静養室以外においても基準該当短期入所生活介護を行うことができるものであり、このこと以外は第3の八の3の(14)を準用する。

※以下、準用による（読み替え）条文。

(2) 提供拒否の禁止

居宅基準条例第9条は、基準該当短期入所生活介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な基準該当短期入所生活介護を提供することが困難な場合である。

<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第10条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な基準該当短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の基準該当短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第11条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。</p>	<p>(3) サービス提供困難時の対応</p> <p>基準該当短期入所生活介護事業者は、居宅基準条例第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な基準該当短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅基準条例第10条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の基準該当短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p> <p>(4) 受給資格等の確認</p> <p>① 居宅基準条例第11条第1項は、基準該当短期入所生活介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、基準該当短期入所生活介護事業</p>
---	---

<p>(要介護認定の申請に係る援助)</p> <p>第12条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>者は、これに配慮して基準該当短期入所生活介護を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p> <p>(5) 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>① 居宅基準条例第12条第1項は、要介護認定等の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、基準該当短期入所生活介護の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、基準該当短期入所生活介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、基準該当短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければな</p>
--	---

<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第13条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>西宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年西宮市条例第60号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第15条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> <p>第16条 基準該当短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画（法施行規則第64条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った基準該当短期入所生活介護を提供しなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第19条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護を提供した際には、当該基準該当短期入所生活介護の提供日及び内容その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書</p>	<p>らないこととしたものである。</p> <p>(9) サービスの提供の記録</p> <p>① 居宅基準条例第19条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護を提供した際には、当該基準該当短期入所生活介護の提</p>
---	---

面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した基準該当短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した

供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、当該基準該当短期入所生活介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。

また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準条例第41条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

(11) 保険給付の請求のための証明書の交付

居宅基準条例第21条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した基準該当短期入所生活介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求

サービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第26条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに基準該当短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲示)

第33条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。

(14) 利用者に関する市町村への通知

居宅基準条例第26条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、基準該当短期入所生活介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。

(21) 秘密保持等

第34条 基準該当短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所の従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 基準該当短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第35条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又

① 居宅基準条例第34条第1項は、基準該当短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。

② 同条第2項は、基準該当短期入所生活介護事業者に対して、過去に当該基準該当短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、基準該当短期入所生活介護事業者は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

③ 同条第3項は、短期入所生活介護従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、基準該当短期入所生活介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第36条 基準該当短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第37条 基準該当短期入所生活介護事業者は、提供した基準該当短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 基準該当短期入所生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 基準該当短期入所生活介護事業者は、提供した基準該当短期入所生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若

(22) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

居宅基準条例第36条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、基準該当短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。

(23) 苦情処理

① 居宅基準条例第37条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。

② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、基準該当短期入所生活介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（基準該当短期入所生活介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義

<p>しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 基準該当短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携)</p> <p>第38条 基準該当短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した基準該当短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>務づけたものである。</p> <p>また、基準該当短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>なお、居宅基準条例第41条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>③ 同条第3項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、基準該当短期入所生活介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p> <p>(24) 地域との連携</p> <p>居宅基準条例第38条は、居宅基準条例第3条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。</p> <p>なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>
--	--

<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第39条 基準該当短期入所生活介護事業者は、利用者に対する基準該当短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 基準該当短期入所生活介護事業者は、利用者に対する基準該当短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>(25) 事故発生時の対応</p> <p>居宅基準条例第39条は、利用者が安心して基準該当短期入所生活介護の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を規定したものである。基準該当短期入所生活介護事業者は、利用者に対する基準該当短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである</p> <p>また、利用者に対する基準該当短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、居宅基準条例第41条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用者に対する基準該当短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ基準該当短期入所生活介護事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>② 基準該当短期入所生活介護事業者は、賠償すべき事態において速や</p>
---	---

<p>(会計の区分)</p> <p>第40条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、基準該当短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第55条 基準該当短期入所生活介護事業所の管理者は、基準該当短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び基準該当短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を</p>	<p>かに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>③基準該当短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p> <p>(26) 会計の区分</p> <p>居宅基準条例第40条は、基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、基準該当短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。</p> <p>※ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号）</p> <p>※ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）</p> <p>※ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号）</p> <p>(4) 管理者の責務</p> <p>居宅基準条例第55条は、基準該当短期入所生活介護事業所の管理者の責務を、基準該当短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び基準該当短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の</p>
---	--

<p>一元的に行うものとする。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護事業所の管理者は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第107条 基準該当短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な基準該当短期入所生活介護を提供できるよう、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、当該基準該当短期入所生活介護事業所の従業者によって基準該当短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 基準該当短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第109条 基準該当短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整</p>	<p>把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該基準該当短期入所生活介護事業所の従業者に居宅基準条例の第9章第6節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p> <p>(5) 勤務体制の確保等</p> <p>居宅基準条例第107条は、利用者に対する適切な基準該当短期入所生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>①基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。</p> <p>② 同条第2項は、原則として、当該基準該当短期入所生活介護事業所の従業者たる短期入所生活介護従業者によって基準該当短期入所生活介護を提供すべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>居宅基準条例第109条は、基準該当短期入所生活介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体</p>
---	---

<p>備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第110条 基準該当短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護事業者は、当該基準該当短期入所生活</p>	<p>制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている基準該当短期入所生活介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている基準該当短期入所生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p> <p>(7) 衛生管理等</p> <p>居宅基準条例第110条は、基準該当短期入所生活介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>①基準該当短期入所生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防</p>
--	---

介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第110条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第101条第4項の指定通所介護以外の

止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

(8) 事故発生時の対応

居宅基準第104条の2は、利用者が安心して指定通所介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、居宅基準第104条の2第2項の規定に基づき、事故の状況及び

<p>サービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第146条 指定居宅サービスに該当する基準該当短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生</p>	<p>事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定通所介護事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>② 指定通所介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>③ 指定通所介護事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。</p>
--	---

活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第151条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第163条に規定する運営規程の概要、基準該当短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第8条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(基準該当短期入所生活介護の開始及び終了)

第152条 基準該当短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、基準該当短期入所生活介護事業者を提供するものとする。

(1)内容及び手続の説明及び同意

居宅基準条例第151条における「サービスの内容及び利用期間等についての同意」については、書面によって確認することが望ましいものである。

(2) 基準該当短期入所生活介護の開始及び終了

居宅基準条例第152条第2項は、利用者が基準該当短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、基準該当短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、基準該当短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用

<p>2 基準該当短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、基準該当短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第153条</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、基準該当短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 基準該当短期入所生活介護事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の4第1項第2号の規定により特例特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、食費の基準費用額（当該特例特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該基準該当短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(2) 滞在に要する費用（法第51条の4第1項第2号の規定により</p>	<p>者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>(3)利用料等の受領</p> <p>① 居宅基準条例第153条第2項の規定は、指定訪問介護に係る第20条第1項及び第2項の規定と同趣旨であるため、第3の一の3の(10)の②を参照されたい。</p> <p>② 基準該当短期入所生活介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額(100分の90を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。</p> <p>なお、当該事業所による短期入所生活介護が複数の市町村において基準該当短期入所生活介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。</p>
--	---

<p>特例特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、居住費の基準費用額（当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該基準該当短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(3) 市長の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) 市長の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 送迎に要する費用（市長が別に定める場合を除く。）</p> <p>(6) 理美容代</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、基準該当短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。</p> <p>5 基準該当短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利</p>	<p>なお、そもそも介護保険給付の対象となる基準該当短期入所生活介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>イ 利用者に、当該事業が基準該当短期入所生活介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、基準該当短期入所生活介護事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ハ 会計が基準該当短期入所生活介護の事業の会計と区分されていること。</p> <p>② 同条第3項は、基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に関して、</p> <p>イ 食事の提供に要する費用（法第51条の4第1項第2号又は法第61条の4第1項第2号の規定により特例特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第51条の4第2項に規定する食費の基準費用額（当該特例特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該基準該当短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、法第51条の4第2項に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>ロ 滞在に要する費用（法第51条の4第1項第1号の規定により特例特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第51条の4第2項に規定する居住費の基準費用額（当該特例特定入所</p>
--	--

<p>用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>	<p>者介護サービス費等が利用者に代わり当該基準該当短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、法第51条の4第2項に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>ハ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>ニ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>ホ 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)</p> <p>ヘ 理美容代</p> <p>ト 前各号に掲げるもののほか、基準該当短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、イからニまでの費用については、指針及び厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号。以下「特別な居室等の基準等」という。)の定めるところによるものとし、トの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。</p>
---	---

<p>(基準該当短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第154条 基準該当短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護事業者は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する基準該当短期入所生活介護事業者計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 基準該当短期入所生活介護従業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、</p>	<p>※ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成12年3月30日老企第54号)</p> <p>③ 同条第5項は、基準該当短期入所生活介護事業者は、同条第3項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。また、同項第1号から第4号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。</p> <p>(4) 基準該当短期入所生活介護の取扱方針</p> <p>① 居宅基準条例第154条第2項で定める「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の基準該当短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行うものとする。</p> <p>② 同条第3項で定めるサービス提供方法等とは、基準該当短期入所生活介護計画の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。</p> <p>③ 同条第4項及び第5項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を</p>
---	---

<p>サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>5 基準該当短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 基準該当短期入所生活介護事業者は、自らその提供する基準該当短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>（基準該当短期入所生活介護計画の作成）</p> <p>第155条 基準該当短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、</p>	<p>行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、居宅基準条例第166条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>（5）基準該当短期入所生活介護計画の作成</p> <p>① 居宅基準条例第155条で定める基準該当短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介</p>
---	--

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、基準該当短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の基準該当短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した基準該当短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

2 基準該当短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 基準該当短期入所生活介護事業所の管理者は、基準該当短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 基準該当短期入所生活介護事業所の管理者は、基準該当短期入所生活介護計画を作成した際には、当該基準該当短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいものである。

②基準該当短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならない。

なお、基準該当短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該基準該当短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

③基準該当短期入所生活介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保証するため、基準該当短期入所生活介護事業所の管理者は、基準該当短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該基準該当短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

なお、交付した基準該当短期入所生活介護計画は、居宅基準条例第166条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

④基準該当短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護

<p>(介護)</p> <p>第156条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>3 基準該当短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 基準該当短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 基準該当短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>6 基準該当短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>7 基準該当短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該基準該当短期入所生活介護事業所の従業者以外</p>	<p>状況に合わせて作成するものとする。</p> <p>(6)介護</p> <p>① 居宅基準条例第156条で定める介護サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>② 入浴は、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。</p> <p>③ 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に、自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。</p> <p>④ 利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。</p> <p>⑤ 同条第5項は、短期間の入所ではあるが、生活にメリハリをつけ、</p>
---	--

<p>の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第157条 基準該当短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及びし好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。</p>	<p>生活面での積極性を向上させる観点から、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。</p> <p>⑥ 同条第6項の「常時1人以上の介護職員を介護に従事させ」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておかなければならないことを規定したものである。</p> <p>なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。</p> <p>(7)食事</p> <p>① 食事の提供について</p> <p>利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。</p> <p>また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。</p> <p>② 調理について</p> <p>調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。</p> <p>③ 適時の食事の提供について</p>
---	---

<p>(機能訓練)</p> <p>第158条 基準該当短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状</p>	<p>食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。</p> <p>④ 食事の提供に関する業務の委託について</p> <p>食事の提供に関する業務は基準該当短期入所生活介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。</p> <p>⑤ 居室関係部門と食事関係部門との連携について</p> <p>食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。</p> <p>⑥ 栄養食事相談</p> <p>利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。</p> <p>⑦ 食事内容の検討について</p> <p>食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。</p> <p>(8)機能訓練</p> <p>居宅基準条例第158条に定める機能訓練は、利用者の家庭環境等を十</p>
---	--

<p>況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第159条 基準該当短期入所生活介護事業所の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第160条 基準該当短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第161条 基準該当短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第162条 基準該当短期入所生活介護従業者は、現に基準該当短期</p>	<p>分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。</p> <p>(9)健康管理 居宅基準条例第159条第1項は、健康管理が、看護職員の業務であることを明確にしたものである。</p> <p>(10)相談及び援助 居宅基準条例第160条に定める相談及び援助は、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ることを趣旨とするものである。</p> <p>(11)その他のサービスの提供 居宅基準条例第161条に定めるレクリエーション行事は、(8)の趣旨を踏まえて行うものとする。</p> <p>(12)緊急時等の対応 居宅基準条例第162条は、基準該当短期入所生活介護従業者が現に基</p>
---	---

入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ基準該当短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第163条 基準該当短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（第147条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）

準該当短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ基準該当短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものであるが、協力医療機関については、次の点に留意するものとする。

- ① 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、基準該当短期入所生活介護事業所から近距離にあることが望ましいものであること。
- ② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。

(13)運営規程

居宅基準条例第163条は、基準該当短期入所生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な基準該当短期入所生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを基準該当短期入所生活介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 利用定員(第3号)

利用定員は、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド

<p>(4) 基準該当短期入所生活介護事業者の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の送迎の実施地域</p> <p>(6) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p>(9) その他運営に関する重要事項</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第164条 基準該当短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者</p>	<p>数と同数とすること。</p> <p>②基準該当短期入所生活介護の内容(第4号) 「基準該当短期入所生活介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指すものであること。</p> <p>③ 通常の送迎の実施地域(第5号) 通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではないものであること。</p> <p>④ サービス利用に当たっての留意事項(第6号) 利用者が基準該当短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。</p> <p>⑤ その他運営に関する重要事項 (第9号) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</p>
--	--

数以上の利用者に対して同時に基準該当短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 第147条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである基準該当短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号に該当しない基準該当短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準条例第4条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者等の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(14) 定員の遵守

指定短期入所生活介護事業者は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて指定短期入所生活介護を行うことができることとしているが、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められる場合においても、利用者数を超えて指定短期入所生活介護を行うことが認められるものである。

この場合、居室以外の静養室において指定短期入所生活介護を行うこととしているが、あくまでも、緊急の必要がある場合にのみ認められる

<p>(地域等との連携)</p> <p>第165条 基準該当短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第166条 基準該当短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>	<p><u>ものであり、当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度に行うものとする。</u></p> <p><u>なお、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合は1人、利用定員が40人以上である場合は2人まで認められるものであり、定員超過利用による減算の対象とはならない。</u></p> <p>(14)地域等との連携</p> <p>居宅基準条例第165条は、基準該当短期入所生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、基準該当短期入所生活介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。</p>
---	---

2 基準該当短期入所生活介護事業者は、利用者に対する基準該当短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 基準該当短期入所生活介護事業者計画

(2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第154条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年9月24日西宮市条例第16号）及び西宮市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等に関する要綱について（基準該当介護予防短期入所生活介護に関わる部分に限る、また基準該当短期入所生活介護と重複する部分は除く。）

<p>西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p>	<p>西宮市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等に関する要綱</p>
<p>※ <u>以下、予防基準条例第171条の準用による（読み替え）条文。</u></p> <p>第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第128条 指定介護予防サービスに該当する基準該当介護予防短期入所生活介護（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（基準該当介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針）</p>	<p>8 基準該当介護予防短期入所生活介護</p> <p>(1) 基準該当介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針 予防基準条例第143条にいう基準該当介護予防短期入所生活介護の</p>

第143条 基準該当介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する基準該当介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

①基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。

② 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。

③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

(2) 基準該当介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針

<p>(基準該当介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)</p> <p>第144条 基準該当介護予防短期入所生活介護の方針は、第171条において準用する第128条に規定する基本方針及び第171条において準用する第143条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>(2) 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、基準該当介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した基準該当介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。</p> <p>(3) 基準該当介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>(4) 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、基準</p>	<p>① 予防基準条例第144条第2号に定める「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の基準該当介護予防短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行うものとする。</p> <p>なお、基準該当介護予防短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいものである。</p> <p>② 同条第3号は、基準該当介護予防短期入所生活介護計画が作成される場合には、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準該当介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>③ 同条第4号から第7号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、基準該当介護予防短期入所生活介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希</p>
--	---

<p>該当介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(5) 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、基準該当介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該基準該当介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(6) 基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、基準該当介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>(7) 基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(介護)</p> <p>第145条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p>	<p>望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、基準該当介護予防短期入所生活介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。</p> <p>また、基準該当介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないが、当該基準該当介護予防短期入所生活介護計画は、予防基準条例第141条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならないこととしている。</p> <p>(3) 介護</p> <p>① 予防基準条例第145条で定める介護サービスの提供に当たっては、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持、向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとする。なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。</p>
--	--

らない。

3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

6 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

② 同条第2項で定める入浴の実施に当たっては利用者の心身の状況や自立支援を踏まえ、適切な方法により実施するものとする。

なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。

③ 同条第3項で定める排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。

④ 同条第4項で定める「おむつを使用せざるを得ない」場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換に当たっては、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。

⑤ 同条第5項は、短期間の入所ではあるが、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。

⑥ 同条第6項で定める「常時1人以上の介護職員を介護に従事させ」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくものである。なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に行うものとする。

<p>(食事)</p> <p>第146条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。</p>	<p>(4) 食事</p> <p>① 食事の提供について</p> <p>利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。</p> <p>また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。</p> <p>② 調理について</p> <p>調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。</p> <p>③ 適時の食事の提供について</p> <p>食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。</p> <p>④ 食事の提供に関する業務の委託について</p> <p>食事の提供に関する業務は基準該当介護予防短期入所生活介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合に</p>
--	---

<p>(機能訓練)</p> <p>第147条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第148条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための</p>	<p>は、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。</p> <p>⑤ 居室関係部門と食事関係部門との連携について 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。</p> <p>⑥ 栄養食事相談 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。</p> <p>⑦ 食事内容の検討について 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。</p> <p>(5) 機能訓練 予防基準条例第147条に定める機能訓練の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。</p> <p>(6) 健康管理 予防基準条例第148条第1項は、健康管理が、看護職員の業務であることを明確にしたものである。</p>
---	--

適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第149条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第150条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(7) 相談及び援助

予防基準条例第149条に定める相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ることを趣旨とするものである。

介護報酬の算定構造

- 1 基準該当居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
基準該当短期入所生活介護費

- 2 基準該当介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
基準該当介護予防短期入所生活介護費

1 基準該当短期入所生活介護費

基本部分		注			注	注	注		注	注	注	注	注		
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	個別機能訓練加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	医療連携強化加算	夜勤職員配置加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	緊急短期入所受入加算	長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合
イ 基準該当短期入所生活介護費(1日につき)	要介護1 (620単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+12単位	+56単位	+4単位	+8単位	+58単位	+13単位	+200単位(7日間を限度)	+120単位	片道につき+184単位	+90単位(7日間を限度)	-30単位
	(一) 基準該当短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>														
	要介護2 (687単位)														
	要介護3 (755単位)														
	要介護4 (822単位)														
	要介護5 (887単位)														
(二) 基準該当短期入所生活介護費(Ⅱ) <多居室>															
要介護1 (640単位)															
要介護2 (707単位)															
要介護3 (775単位)															
要介護4 (842単位)															
要介護5 (907単位)															
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)															
ニ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)														
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)														
	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 413単位を加算)														
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)														
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)														
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)														
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)														
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)														
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計													
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33/1000)														
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)														
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)														

サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 基準該当介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注			注	注	注	注	注
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	又は 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 基準該当介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(一) 基準該当介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1(461単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +12単位	+56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度))	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2(572単位)								
	(二) 基準該当介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1(460単位)								
		要支援2(573単位)								

ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)	注 所定単位は、イから二までにより算定した単位数の合計
	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33/1000)	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)	

：サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目